

国立病院機構の評価の視点(案) 概要

1. 評価の視点(案)の位置付け

第2期中期目標期間(平成21年度～平成25年度)の国立病院機構の業務実績を評価するための指標となるもの。

2. 評価の視点(案)の主な内容

第2期中期目標・中期計画の内容に合わせ、また、「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」等を踏まえ、設定。

1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 患者の目線に立った医療を提供するため各病院は、患者自身による治療選択に資するよう診療ガイドラインなどの活用に努め、また患者満足度調査の活用などを通じて患者の意見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。
- クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。
- 国立病院機構のネットワークを活かして、災害時の医療支援や地域医療支援などに適切に対応しているか。
- 小児救急を含む救急医療について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、より重篤な患者を受け入れるという国立病院機構に期待されている役割を果たしているか。
- 結核やエイズをはじめとする感染症や重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用して適切に実施しているか。
- 政策医療ネットワークを活用した臨床研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施しているか。
- 質の高い治験を推進するため、体制強化を図るとともに、治験実施症例数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。
- 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行っているか。
- 医師など多職種とのチーム医療を提供していくことのできる高度な看護実践能力を持つ看護師育成に取り組んでいるか。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

- 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(厚生労働省評価委員会評価の視点)
- 各病院は、診療報酬上の施設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて、安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、収支相償ないしそれ以上を目指しているか。
- 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚生労働省評価委員会評価の視点)
- 人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減を引き続き着実に取り組むとともに、医療法等の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応に取り組んでいるか。
- 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚生労働省評価委員会評価の視点)
- 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(厚生労働省評価委員会評価の視点)
- 医事会計システムの標準化が着実に進展しているか。
- 医業未収金について、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努め、医業未収金比率の低減を図っているか。

3 予算、収支計画及び資金計画

- 各年度の損益計算について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、経営改善を着実に実施しているか。
- 再生プラン対象病院について、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に取り組んでいるか。
- 投資を計画的に行い、固定負債の減少を図るとともに、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たって、長期借入金等の償還確実性等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方等は整備されているか。

4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置するとともに、医師・看護師不足に対する確保対策に取り組んでいるか。
- 国立病院機構の役割、業務等について、積極的な広報に努めているか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>独立行政法人国立病院機構中期目標</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成21年2月27日 厚生労働大臣 弁添 要一</p> <p>前文</p> <p>国立病院機構は、平成16年度の設立以来、職員の意識改革や病院間のネットワーク機能の強化を図りつつ、国の医療政策として担うべき医療(以下「政策医療」という。)の確実な実施と運営の効率化に取り組んできた。</p> <p>診療面においては、「結核、エイズ、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく医療などについて、入院患者数が全国の大きなシェアを占めるなど、重要な役割を担ってきた。</p> <p>また、財務面では、設立時に承継した約7,500億円の債務を計画以上に償還しつつ、設立2年目以降黒字に転じ、第一期中期目標期間において黒字を計上している。</p> <p>さらに、臨床研究においても、我が国の治験体制の重要な一翼を担うとともにEBM(エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine))推進のための大規模な臨床研究を進めている。</p> <p>他方、近年の医師不足を始め、病院を巡る環境が厳しさを増す中で、国立病院機構は引き続き政策医</p>	<p>独立行政法人国立病院機構中期計画</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項に基づき平成21年2月27日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。</p> <p>平成21年3月31日 平成21年8月4日改正 独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄</p> <p>前文</p> <p>平成16年4月、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)は、国民の貴重な医療資源として発足し、第一期中期計画期間においては、医師不足、医療費適正化という状況下、全国においてその担うべき医療を確実に実施してきた。また、事業体として、国時代の旧弊を絶ち、業務運営の効率化に取り組み、国から承継した多額の過去債務を着実に償還し、わが国の医療体制において、代替不可能な公共的財産である病院群の長期的な存続のための基盤を着実に築いてきた。</p> <p>国立病院機構は、第二期中期計画期間においては、第一期中期計画の成果を礎として、国民から信頼の得られる医療を確実に提供することとする。その成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剩余については、国立病院機構に課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資し、第三期以降を含めた長期的な事業の安定を目指すものとする。</p> <p>国立病院機構の病院は、引き続き政策医療の着実な実施とともに、各地域において地域医療の量・内容についての課題が顕在化する中、地域の医療機関及び地方公共団体との連携の下、患者・家族の利益</p>	<p>独立行政法人国立病院機構年度計画</p> <p>平成21年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成21年3月31日 平成21年8月4日改正 独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄</p>	

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>療を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することが求められており、その責務は益々高まっている。同時に、固定負債の着実な減少を含め経営基盤を安定化させる必要がある。</p> <p>このため、本部、ブロック事務所、個々の病院がそれぞれ密接に連携し、一層の創意・工夫を加えつつ、業務を確実に実施し、業務の質及び効率性・自律性の向上を図り、それらを国民が実感できるよう最大限の努力を期待する。</p>	<p>を最優先に、医療の安定した担い手として、地域医療の向上に貢献していくこととする。</p> <p>また、145の病院群のネットワークを活かして、わが国の医療の質の向上に寄与するとともに、スケールメリットを活かして蓄積された診療情報の分析などを通じて形成されたエビデンス(根拠)を幅広く情報発信し、国民医療の向上に活用するものとする。</p> <p>さらに、限られた人的資源の下での医療提供を確実に行うため、良質な医療人材の育成・輩出を通じた医療界への貢献に加え、医療職種間の役割分担と協働に基づくチーム医療の推進を図るなど、病院運営のサービスモデルを提示し、わが国の病院医療の水準の向上に貢献していくものとする。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間における国立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>		
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>国立病院機構の本中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。</p>			<p>■評価項目1■</p> <p>診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>た適切な役割を果たすこと。 さらに、我が国の医療の向上に貢献するため、調査研究及び質の高い医療従事者の育成を行うこと。</p> <p>1 診療事業 各病院において、国の医療政策や地域の医療事情を踏まえつつ、患者の目線に立ち、患者が安心できる安全で質の高い医療を提供すること。</p> <p>(1)患者の目線に立った医療の提供 患者自身が医療の内容を理解し、治療を選択できるように、診療ガイドラインの活用、医療従事者による説明・相談体制の充実、全病院におけるセカンドオピニオン相談体制の整備、診療報酬の算定項目のわかる明細書の全病院における発行などに取り組むこと。 また、患者の目線に立った医療推進の観点から患者満足度調査を更に改善し、医療の質の向上を図ること。 さらに、疾患に対する患者の自己管理(セルフマネージメント)の観点から患者の支援を図ること。</p>	<p>1 診療事業 診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくことを主たる目標とする。</p> <p>(1)患者の目線に立った医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者が医療内容を適切に理解し、治療の選択を患者自身ができるように診療ガイドラインの適切な活用や複数職種の同席による説明などに努めるとともに、相談しやすい体制をつくるよう取り組む。 また、患者とのコミュニケーションに関する研修(接遇等)を充実し、患者満足度調査において、医療従事者の説明に関する項目についての改善について検証を行う。 ② セカンドオピニオン制度の充実 患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度について、中期目標の期間中に、全病院で受け入れ対応できる体制を整備する。 また、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を実施し、制度の充実を図る。 ③ 患者の価値観の尊重 患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などサービスの改善を図る。 また、慢性疾患を中心に疾患に対する患者の自己管理(セルフマネージメント)を医療従事者が支援する取組を推進するほか、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を中期目 	<p>1 診療事業</p> <p>(1)患者の目線に立った医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 各病院は、平成20年度までに実施した患者満足度調査の分析結果を基に、自院の課題を検討し、必要なサービスの改善を行う。 ② セカンドオピニオン制度の充実 セカンドオピニオン制度の充実に向け、セカンドオピニオン窓口の設置病院を増やすとともに、引き続き相談しやすい環境(専門医の情報提供等)を整備していく。 また、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を行うため、実施方法等の検討に着手する。 ③ 患者の価値観の尊重 平成20年度までに実施した患者満足度調査の分析結果を参考に、引き続き必要なサービスの改善を進める。 また、各病院におけるサービスの改善を経年的にとらえるため、平成21年度においても患者満足度調査を実施するとともに、調査項目などの見直しを行う。 <p>さらに、患者の自己管理(セルフマネージメント)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の目線に立った医療を提供するため各病院は、患者自身による治療選択に資するよう診療ガイドラインなどの活用に努め、また患者満足度調査の活用などを通じて患者の意見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。 ○ <u>セカンドオピニオン制度について、全ての病院に導入を進めるとともに、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を通じ、制度の充実が図れる体制となっているか。</u> ○ 患者の視点でサービスを点検するため各病院は、患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。 ○ <u>患者の自己管理(セルフマネージメント)を医療従事者が支援する取組を実施するとともに、全ての病院が個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を整備しているか。</u>
			3

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>標の期間中に全病院に整備する。 さらに、患者満足度調査については患者の目線に立った観点からその見直しを図る。</p>	<p>を医療従事者が支援する取組を推進するほか、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を整備する。</p>	
(2)安心・安全な医療の提供 医療倫理を確保する体制を整備すること。 また、診療情報について情報開示を適切に行うほか、政策医療ネットワークを活用しつつ、医療安全対策の充実を図り、医療事故の防止に努めるこ。 さらに、これら取組の成果を適切に情報発信すること。	<p>(2)安心・安全な医療の提供 ① 医療倫理の確立 患者が安心できる医療を提供するためには、患者との信頼関係を醸成することが重要であり、各病院はカルテの開示を行うなど適切な情報開示に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努める。 また、各病院の倫理委員会の組織・運営状況を本部において把握し、その改善に努めるとともに、倫理的な事項に関し医療従事者に対して助言を行う体制を院内に整備する。</p> <p>② 医療安全対策の充実 医療安全対策を重視し、リスクマネージャーを中心に、ヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進するとともに、病院間での相互チェックを実施するなど医療安全対策の標準化に取り組む。特に、院内感染対策については、院内サーベイランスの充実などに積極的に取り組む。 また、我が国医療安全対策の充実に貢献する観点から、各病院は引き続き医療事故や医薬品等安全性情報の報告を徹底する。 さらに、これら取組の成果をとりまとめ情報発信に努める。</p>	<p>(2)安心・安全な医療の提供 ① 医療倫理の確立 平成20年度に中央医療安全管理委員会より報告された「インフォームド・コンセントの更なる向上のために」を運用し、国立病院機構におけるインフォームド・コンセントを一層推進していく。 各施設に設置した倫理審査委員会における活動・運営状況を把握するとともに、委員を対象とした研修を計画し、医療従事者へ助言する体制づくりに着手する。</p> <p>② 医療安全対策の充実 我が国医療安全対策の充実に貢献する観点から、全ての病院が、医療事故情報収集等事業及び医薬品・医療機器等安全性情報報告制度に適切に報告する。また、病院ネットワークを活用した医療事故の原因・防止対策の情報の共有化により各病院の医療安全対策の充実を図るとともに、当該取組を外部にも発信していく。 医療安全対策の観点から、長期療養者が使用する人工呼吸器について、絞込を行った6機種への標準化の取組を進める。 特に、平成20年度から取り組んでいる「転倒・転落事故防止プロジェクト」に基づく事例の分析を行い、防止対策の改善を図る。 医療安全対策の標準化を図るため、医療安全対策について病院間で相互チェックを実施する体制を整備する。</p>	<p>■評価項目2■ 診療事業(2)安心・安全な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者との信頼関係を醸成させるため各病院は、カルテの開示及び患者のプライバシー保護について適切に取り組んでいるか。 ○ 各病院は倫理的な事項に関し医療従事者に対して助言を行う体制を整備しているか。 ○ 各病院がリスクマネージャーを中心にヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進するとともに、病院間での相互チェックなど医療安全対策の標準化に取り組んでいるか。 ○ 各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。 ○ 我が国医療安全対策の充実に貢献するため各病院は、医療事故や医薬品等安全性情報の報告を適切に実施するとともに、これら取組の成果を情報発信しているか。
			<p>■評価項目3■ 診療事業(3)質の高い医療の提供</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>政策医療ネットワークによる情報・ノウハウの共有化を図りつつ、クリティカルパス、職種間の協働に基づくチーム医療などを推進すること。</p> <p>また、EBMの推進、政策医療の質の向上及び均てん化の観点から、政策医療ネットワークを活用して診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進を図るとともに、臨床評価指標の充実に努めること。</p> <p>さらに、患者のQOL(生活の質(Quality of Life))の向上を図り、特に重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー児(者)等の長期療養者については、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく療養介護事業の体制の強化に努めるとともに、老朽化した施設の計画的整備を図ること。あわせて、通園事業等を推進し、在宅支援を行うこと。</p>	<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>① クリティカルパスの活用</p> <p>チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進し、その実施件数について中期目標の期間中に、平成20年度に比し10%以上の増加を目指す。</p> <p>② EBMの推進</p> <p>国立病院機構が担っている政策医療の質の向上と均てん化の観点から国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。)を実践するため、臨床研究などにより得られた成果を臨床に反映させるとともに、臨床評価指標の充実を図る。</p> <p>また、医事会計システムの標準化などを通じて診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>③ 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等</p> <p>長期療養者をはじめとする患者のQOL(生活の質)に関しては、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組み、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の評価について、平均値の向上に努める。</p> <p>また、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力を図る。</p> <p>あわせて、特に重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟については、計画的に更新整備を行う。</p> <p>④ 職種間の協働、チーム医療の推進</p>	<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>① クリティカルパスの活用</p> <p>クリティカルパスの活用を促進し、クリティカルパス実施件数の増加を目指す。</p> <p>② EBMの推進</p> <p>EBM推進のための大規模臨床研究などにより得られた成果を臨床に反映させるため、各施設に情報のフィードバック及び成果の公表を行う。</p> <p>また、全ての施設を対象に臨床評価指標の測定を実施するとともに、測定結果の分析と検証を行うための検討会などにより、臨床評価指標の充実に向けた検討を行う。</p> <p>さらに、医療の質の向上のための診療情報データベースの構築に向けた取組を進める。</p> <p>③ 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等</p> <p>長期療養者をはじめとする患者のQOLに関して、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組むほか、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の見直しを行う。</p> <p>また、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力を図る。</p> <p>重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟について、償還可能性を踏まえつつ更新整備を進める。</p> <p>④ 職種間の協働、チーム医療の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。</u> ○ 臨床評価指標の充実や国立病院機構のネットワークを活かしたエビデンスに基づく医療を実践しているか。 ○ 医療の質の向上のため、診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進に向けて適切に取り組んでいるか。 ○ ボランティアの積極的な受入等や障害者自立支援法の動向を踏まえた療養介護事業体制の強化などにより、長期療養者のQOL向上に取り組んでいるか。 ○ 重症心身障害児(者)等の在宅支援が進展しているか。 ○ 重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟を計画的に整備しているか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>チーム医療の推進に必要な複数の専門職種間の協働とそのために役割分担された各職種の業務を実施することにより、質の高い医療を効率的に提供する。</p>	<p>チーム医療の推進に必要な複数の専門職種間の協働を推進するための研修を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各病院がチーム医療の推進等により、質の高い医療を効率的に提供しているか。
(4)個別病院に期待される機能の発揮等	<p>(4)個別病院に期待される機能の発揮</p> <p>① 医療計画を踏まえ地域医療へ一層の貢献</p> <p>地域において必要とされる医療を的確に実施するため、地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など地域の医療機関との連携・強化を図るとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の向上に積極的に取り組む。また、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に平成20年度に比し各々5%以上引き上げることに努める。</p> <p>特に、災害時の医療支援やへき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援など国立病院機構の全国的なネットワークを活かして確実に対応する。</p> <p>さらに、小児救急を含む救急医療については引き続き体制強化を図り受入数の増加に努め、中期目標の期間中に平成20年度に比し、救急車による受入数及び救急受診後に入院した患者数について各々5%以上の増加を目指す。また、周産期医療についても重症心身障害児(者)病棟等においてNICU(新生児集中治療室(Neonatal Intensive Care Unit))の後方支援病床としての機能強化を図る。</p> <p>※4疾病:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病 5事業:救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療</p> <p>② 政策医療の適切な実施</p> <p>地域医療への一層の貢献とともに、これまで担つ</p>	<p>(4)個別病院に期待される機能の発揮</p> <p>① 医療計画を踏まえ地域医療へ一層の貢献</p> <p>地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など地域の医療機関との連携・強化を図るとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の向上に積極的に取り組む。</p> <p>特に、災害発生時の医療支援やへき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援などに對応する。</p> <p>さらに、小児救急を含む救急医療については引き続き体制強化を図り、救急車による受入数及び救急受診後に入院した患者数の増加を目指す。また、周産期医療についても重症心身障害児(者)病棟等においてNICU(新生児集中治療室(Neonatal Intensive Care Unit))の後方支援病床としての機能強化を図るための取組に着手する。</p> <p>② 政策医療の適切な実施</p> <p>地域医療への一層の貢献とともに、これまで担つ</p>	<p>■評価項目4■</p> <p>診療事業(4)個別病院に期待される機能の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療へ一層の貢献のため、地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、地域医療連携の強化を図るとともに、医療計画を踏まえ積極的に4疾病・5事業に取り組んでいるか。 ○ 国立病院機構のネットワークを活かして、災害時の医療支援や地域医療支援などに適切に対応しているか。 ○ 小児救急を含む救急医療について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、より重篤な患者を受け入れるという国立病院機構に期待されている役割を果たしているか。 ○ 重症心身障害児(者)病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化に取り組んでいるか。 ○ 結核やエイズをはじめとする感染症や重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>てきた結核やエイズをはじめとする感染症、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用し、引き続き適切に実施することによりセーフティーネットとしての機能を果たす。特に、以下に掲げる事項について一層の推進を図るための取組に着手する。</p> <p>また、既存の政策医療ネットワークについては、その構成を見直し、再構築し、国立高度専門医療センターとの適切な連携を図りつつ、活動性の向上を図ることにより個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。</p> <p>【重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害病棟におけるNICUの後方病床としての機能強化 ・ 障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化 など <p>【精神科医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)に基づく医療の実施 ・ 身体合併症、発達障害、薬物・アルコール依存、難治性精神疾患への対応 ・ 精神科急性期医療への対応 など <p>【結核医療など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結核との重複疾患への対応 ・ 薬剤耐性結核への対応 ・ 新型インフルエンザ対策の実施 など <p>③ 重点施策の受け皿となるモデル事業の実施</p> <p>国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業を積極的に実施する。特に、新型インフルエンザ対策については、他の医療機関のモデルとなるような対応指針を策定する。</p>	<p>てきた政策医療について、引き続き適切に実施することによりセーフティーネットとしての機能を果たす。特に、以下に掲げる事項について一層の推進を図るための取組に着手する。</p> <p>また、既存の政策医療ネットワークについては、検討会などによりその構成を見直し、再構築し、国立高度専門医療センターとの適切な連携を図りつつ、活動性の向上を図るための取組に着手する。</p> <p>【重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害病棟におけるNICUの後方病床としての機能強化 ・ 障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化 など <p>【精神科医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施 ・ 身体合併症、発達障害、薬物・アルコール依存、難治性精神疾患への対応 ・ 精神科急性期医療への対応 など <p>【結核医療など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結核との重複疾患への対応 ・ 薬剤耐性結核への対応 ・ 新型インフルエンザ対策の実施 など <p>③ 重点施策の受け皿となるモデル事業の実施</p> <p>国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業を積極的に実施する。特に、新型インフルエンザ対策については、他の医療機関のモデルとなるような対応指針を策定する。</p>	<p>患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用して適切に実施しているか。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター(国立高度専門医療研究センター)との適切な連携を図っているか。</p> <p>○ 国の医療分野における重要政策の受け皿となるモデル事業を積極的に実施しているか。</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>2 臨床研究事業 政策医療ネットワークを活用して、EBM推進の基礎となる医療の科学的根拠を構築し、我が国の医療の向上に資するため情報発信すること。 また、高度・先進医療技術の臨床導入を推進すること。 さらに、治験を含め臨床研究を的確かつ迅速に実施するための体制整備を進めること。</p>	<p>2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、政策医療ネットワークを活用して質の高い治験など大規模な臨床研究を進め、EBM推進の基礎となる、科学的根拠を築くデータを集積するとともに、その情報を発信することにより、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 (1)ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進 ① 一般臨床に役立つ臨床研究の推進 政策医療ネットワークを活用し臨床試験を含む共同研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施する。 ② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 臨床研究センター、臨床研究部を中心にEBMの推進のための臨床研究を推進する。 また、臨床研究に精通した人材の育成を図るとともに、臨床研究組織の評価制度を充実し、医療必要度、研究力に応じた柔軟な研究体制を構築する。 (2)治験の推進 政策医療ネットワークを活用して多病院間の共同治験を推進し、迅速で質の高い治験を実施す</p>	<p>2 臨床研究事業 (1)ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進 ① 一般臨床に役立つ臨床研究の推進 国立病院機構の全国的なネットワークを活用した独自の研究であるEBM推進のための大規模臨床研究については、平成16年度、平成17年度及び平成18年度に採択した課題の一部の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、広く情報発信し、臨床への還元を目指す。 また、平成19年度及び平成20年度に採択した課題においては引き続き本部が主導となり、推進・運営する。 平成21年度には介入研究についても採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。 ② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 臨床研究センター、臨床研究部を中心に、社会的ニーズ、研究力に応じた柔軟な研究体制の構築を目指し、より我が国の医療に貢献する国立病院機構におけるネットワーク研究事業を推進する。</p> <p>(2)治験の推進 迅速で質の高い治験を実施するため、本部により、治験実施施設の実態を詳細に把握し、進捗が</p>	<p>■評価項目5■ 臨床研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策医療ネットワークを活用した臨床研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施しているか。 ○ EBMの推進のための臨床研究を推進するとともに、臨床研究に精通した人材育成や臨床研究組織の評価制度の充実に取り組んでいるか。 ○ <u>質の高い治験を推進するため、体制強化を図るとともに、治験実施症例数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に</u>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>る。</p> <p>複数の病院で実施する治験について本部が一括審査を行う中央治験審査委員会を運営するなど治験の推進体制の強化を図るとともに、国際共同治験や医師主導治験の実施に積極的に取り組む。</p> <p>治験実施症例数について中期目標の期間中に平成20年度に比し5%以上の増加を目指す。</p> <p>(3)高度・先進医療技術の臨床導入の推進</p> <p>臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、高度医療・先進医療について臨床導入などを推進する。</p> <p>(4)研究倫理の確立</p> <p>臨床研究や治験を実施する病院すべてに設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会について各病院の審査状況を本部で把握し、その改善に努める。</p>	<p>悪い又は実施率の低い施設に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験に参加するための体制の整備に努め、医師主導治験の検討を進める。</p> <p>また、CRB(中央治験審査委員会)を円滑に実施し、治験実施期間の短縮を図り、治験総実施症例数の増加を目指す。</p> <p>(3)高度・先進医療技術の臨床導入の推進</p> <p>我が国における高度先端医療技術の臨床導入に資するとともに、その成果を公表する。</p> <p>加えて、職務発明に対する理解と意識を向上させ、発明の特許等権利化を進めていく。</p> <p>(4)研究倫理の確立</p> <p>各施設に設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会について各病院の審査状況を本部で把握し、その改善のため、委員を対象とした研修の実施を計画し、研究倫理向上のための体制づくりに着手する。</p>	<p><u>進展しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度・先進医療技術の臨床導入などは進展しているか。 ○ 研究倫理の確立のため、各病院に設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会についての審査状況を把握し活用しているか。
3 教育研修事業	<p>政策医療ネットワークを活用し、国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の確保・育成に努めること。</p> <p>特に、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進できる医師の育成に努めること。</p> <p>また、国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の育成を行うとともに、看護教育の変化の中で、医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うこと。</p> <p>さらに、EBMの成果の普及や医療の地域連携の促進などを目的として、地域の医療従事者及び地域住民に対する研修事業の充実を図ること。</p> <p>3 教育研修事業</p> <p>教育研修事業においては、独自の臨床研修プログラムに基づく質の高い医師の育成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の育成を行う。</p> <p>(1)質の高い医療従事者の育成・確保</p> <p>① 質の高い医師の育成</p> <p>国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。</p> <p>あわせて、臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関し修了基準を設けるなど、研修コースや研修</p>	<p>3 教育研修事業</p> <p>(1)質の高い医療従事者の育成・確保</p> <p>① 質の高い医師の育成、医師のキャリアパスの構築</p> <p>国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い臨床研修を実施する。</p> <p>また、専門分野の研修である専修医制度(後期臨床研修制度)において、研修コースや研修プログラムの充実を図り、良質な医師を育成し、研修を</p>	<p>■評価項目6■</p> <p>教育研修事業</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【3 教育研修事業における該当部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行っているか。 ○ 専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成に取り組んでいるか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>修プログラムの充実を図り、良質な医師を育成する。</p> <p>さらに、専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成について、国立病院機構全体として取り組む。</p> <p>② 質の高い看護師等の育成</p> <p>国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の育成を行うとともに、高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行う。</p> <p>また、看護師等養成所については引き続きカリキュラムの第三者評価を実施し、教育の質の充実を図る。さらに、すべての養成所は地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p> <p>③ 医師のキャリアパス制度の構築</p> <p>国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、良質な医師の育成と確保に努める。</p> <p>④ 看護師のキャリアパス制度の充実</p> <p>平成18年度から運用している看護師のキャリアパス制度について、プログラムの運用等に係る評価を実施し、引き続き国立病院機構の特色を活かしたキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努める。</p> <p>⑤ 医療従事者研修の充実</p> <p>質の高い医療従事者を育成するため、コ・メディカルをはじめとする医療関係職種を対象とした研修などについて更なる充実を図る。</p> <p>特に、医療技術の向上を図るため、技術研修の実施体制を計画的に整備するとともに、国立病院</p>	<p>修了した医師の認定を行い、キャリアパスに活用する。</p> <p>さらに、専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全般的な医療を推進出来る医師の育成について取組を進める。</p> <p>② 質の高い看護師等の育成</p> <p>各養成所は、第三者によるカリキュラム評価と地域に開かれた公開講座の実施に取り組む。</p> <p>高度な看護実践能力を有し、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、「東京保健医療大学東京医療センター校(通称)」の平成22年4月開校に向けて国立病院機構としての取組を行う。</p> <p>③ 看護師のキャリアパス制度の充実</p> <p>引き続き国立病院機構統一の研修ガイドライン「看護職員能力開発プログラム」の運用を行うとともに、当該プログラムの評価に向けた課題等の検討を行う。</p> <p>④ 医療従事者研修の充実</p> <p>質の高い医療従事者を育成するため、医療関係職種を対象とした研修などについて更なる充実を図る。</p> <p>特に、医療技術の向上を図るため、研修機器の整備を含めた技術研修の実施体制の構築に着手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師など多職種とのチーム医療を提供していくことのできる高度な看護実践能力を持つ看護師育成に取り組んでいるか。 ○ 看護師等養成所について、カリキュラムの第三者評価を実施するとともに、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施しているか。 ○ 医師のキャリアパス制度の構築など、良質な医師の育成と確保に努めているか。 ○ 看護師のキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努めているか。 ○ 国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修などにより、医療関係職種を対象とした研修の充実を図っているか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修の充実を図る。</p> <p>(2)地域医療に貢献する研修事業の実施 政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるため、各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施する。当該研究会等の内容の充実に努めるとともに、開催件数について中期目標の期間中に平成20年度に比し15%以上の増を目指す。</p>	<p>するとともに、国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修の充実を図る。</p> <p>(2)地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施する。当該研究会等の内容の充実に努めるとともに、開催件数について増加を目指す。</p>	<p>○ 地域の医療従事者を対象とした研究会等について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、地域社会に貢献する教育活動を実施しているか。</p>
4 総合的事項	<p>4 総合的事項</p> <p>(1)個別病院ごとの総合的な検証、改善等 平成22年度末を目指に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講ずること。 その際、近隣に労災病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。 また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、国立病院機構は必要な協力を行うこと。</p> <p>(2)エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に</p>	<p>4 総合的事項</p> <p>(1)個別病院ごとの総合的な検証、改善等 平成22年度末を目指に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講ずる。 その際、国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院機構の病院と労災病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行う。 また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、国立病院機構は必要な協力をう。</p> <p>(2)エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に</p>	<p>■評価項目7■ 総合的事項</p> <p>○ 平成22年度末を目指に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、必要な改善措置を講じているか。</p> <p>○ 国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行っているか。</p> <p>○ ブロック拠点病院は、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、医療從</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう必要な取組を進めるとともに、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、中核拠点病院・拠点病院への支援など、引き続きエイズ医療提供体制の充実に努めること。</p>	<p>基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、ブロック拠点病院による中核拠点病院への支援、中核拠点病院による拠点病院に対する研修事業の実施及び医療情報の提供など引き続きエイズ医療提供体制の充実に努める。</p> <p>なお、これらを進めるに当たって、必要に応じて国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターと相互の連携体制を図る。</p> <p>(3)調査研究・情報発信機能の強化</p> <p>臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、本部に総合研究センター(仮称)を設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図る。</p>	<p>復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、引き続きエイズ医療提供体制の充実に努める。</p> <p>なお、必要に応じて国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターとの連携を図る。</p> <p>(3)調査研究機能の強化</p> <p>臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進する総合研究センター(仮称)設置に向け、組織や業務内容の検討を行う。</p>	<p>事者的人材育成と研修会等の実施やエイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な人的物的体制整備を計画的に進めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、エイズ医療提供体制の充実に努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、総合研究センターを設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図っているか。 <p>■評価項目8■ 効率的な業務運営体制</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、効率的で透明性の高い業務運営を行うこと。</p> <p>また、国立病院機構全体として収支相償の運営確保を図ること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>企業会計原則の下、部門別決算、月次決算等の精度を高め効率的で透明な医業経営の確立を図る。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償(経常損益ベース。以下同じ。)の経営を目指す。これらと併せ、以下の業務の効率化を推進する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	
<p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>各病院が果たすべき機能や地域事情も踏まえつつ、効率的な業務運営となるよう、組織の役割</p>	<p>1 効率的な業務運営体制</p> <p>国立病院機構においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運</p>	<p>1 効率的な業務運営体制</p>	

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)						
<p>分担、管理や連携の体制及び人員配置について、弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>また、業務の効率化や職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。</p> <p>さらに、入札・契約事務の公正性や透明性の確保を含むコンプライアンス(法令遵守)徹底の取組を推進すること。</p> <p>加えて、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的にチェックを行うこととし、常勤監事による監査機能の強化を図るほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による会計監査を実施すること。</p> <p>以上のほか、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)附則第7条に基づく業務として、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本方針」(昭和60年3月29日閣議報告)に基づき実施されている「国立病院・療養所の再編成計画」(平成11年3月の計画見直し後のものをいう。)に定められていた再編成対象病院のうち、平成20年度末において未実施となっている2病院について着実に実施すること。</p>	<p>営が可能となる組織とする。</p> <p>また、年々増大する業務量に対応するため、個別業務の必要性・重要性、やり方等の見直しを図り効率化に努める。</p> <p>(1)本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化</p> <p>① 本部・ブロック機能の強化</p> <p>本部・ブロック組織は、その役割分担に基づき、法人の管理業務は原則本部で実施し、地方で実施した方が合理的かつ効率的な業務についてはブロック組織が分担するなどにより、病院業務の指導・支援業務行う。</p> <p>加えて、本部内の研究課の組織を見直し、臨床研究の総括、治験の推進、診療情報の分析を行う総合研究センター(仮称)を設置し、業務の充実と情報発信を図る。</p> <p>また、本部のIT推進室をHOSPnetの運用管理などを担う常設組織とし、業務・システムの最適化計画の検証・評価についても引き続き実施することとする。</p> <p>ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制</p> <p>機構本部・ブロック合計の職員数について、平成20年度末の291名から288名へ見直しを行う。</p> <p>(参考)平成15年度末 平成20年度末 388名 → 291名</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">本省国立病院部及び 地方厚生(支)局病院</td> <td style="padding: 5px;">→</td> <td style="padding: 5px;">本部・ブロック事務所 の定数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">管理部の定員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③ 内部統制の充実</p> <p>内部統制の充実を図るために、本部内組織を見直し、内部監査、調達(契約調査等)を実施する組織の明確化と専任職員の配置を行う。</p>	本省国立病院部及び 地方厚生(支)局病院	→	本部・ブロック事務所 の定数	管理部の定員			<p>(1)本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化</p> <p>① 本部・ブロック機能の強化</p> <p>本部・ブロック組織の役割分担に基づく管理業務の充実を図り、とりわけブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた業務を行う。</p> <p>また、本部・ブロックの営繕機能を見直しブロック業務の一部を本部へ集約し業務の効率化を図るとともに、IT推進室を常設組織として業務・システムの最適化計画の検証・評価を行う。</p> <p>② 効率的な管理組織体制</p> <p>本部と6ブロック(仙台、東京、名古屋、近畿、広島、福岡に所在)体制による効率的な管理業務を第1期同様に継続する。</p> <p>また、営繕業務については、より効率的な業務運営を行うため組織体制の見直しを行う。</p> <p>③ 内部統制の充実</p> <p>内部統制の充実を図るために、本部内組織を見直し、内部監査、調達(契約調査等)を実施する組織の明確化と専任職員の配置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部・ブロック組織については、その役割分担に基づき、病院業務の指導・支援業務を実施するなど効率的な運営が可能な組織としているか。 ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
本省国立病院部及び 地方厚生(支)局病院	→	本部・ブロック事務所 の定数							
管理部の定員									

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>また、コンプライアンスの徹底に対する取組の推進を図るため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや職員への周知、研修会の開催により職員の倫理観を高めていく。</p> <p>(2) 弾力的な組織の構築</p> <p>① 院内組織の効率的・効果的な構築 引き続き各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。</p> <p>② 組織運営の方針</p> <p>ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて複数の副院長（特命事項を担う場合を含む）の配置を行うとともに、副院長の役割と院内での位置づけを明確化する。 また、看護職や事務職の副院長について、必要に応じて配置する。</p> <p>イ 地域連携部門の体制強化 すべての病院の地域医療連携室に専任職員を配置して体制を強化し、地域医療との連携への取組を強化する。</p> <p>ウ 医療安全管理部門の強化 すべての病院の医療安全管理室に専任職員を配置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。</p> <p>エ 看護部門の体制強化 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的・効果的な運営体制とする。 また、病院ごとの病床規模や機能に応じて、副看護部長を複数配置し、看護体制の強化を図る。</p>	<p>コンプライアンスの徹底について、現職員のほか、新規採用者や委託を行う業務に従事する職員に対しても周知を図るとともに、各病院において法令遵守状況の確認が行えるよう、マニュアルの整備に着手する。</p> <p>(2) 弾力的な組織の構築</p> <p>① 院内組織の効率的・弾力的な構築 これまでの運営状況も踏まえつつ各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。</p> <p>② 組織運営の方針</p> <p>ア 副院長複数制の導入 副院長複数制や特命副院長を病院の機能・役割に応じて設置する。</p> <p>イ 地域連携部門の体制強化 全施設に設置されている地域医療連携室の専任化を図り、急性期病院など病院の機能に応じて複数職種による専任化を進める。</p> <p>ウ 医療安全管理部門の強化 全施設に設置されている医療安全管理室の専任職員を増やす。</p> <p>エ 看護部門の体制強化 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携強化を図っていく。 病棟部門については、医療の質の向上を図り、より効率的・効果的な病院運営が行えるよう引き続き看護師の体制強化を図るとともに、外来部門については、非常勤職員も含めた、より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院の組織については、各病院の地域事情や特性を考慮した効率的な体制としているか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>オ 事務部門の改革 病床規模や機能に応じて事務部門の配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p> <p>カ 人材育成、教育研修機能の強化 看護師長(教育担当)の配置を行い、新人看護師の教育や有為な人材育成をし、更に離職防止を図る。 また、病院に職員の教育研修を司る教育研修部又は教育研修室を設置するとともに、看護師長(教育担当)、事務職やコメディカル職種を含んだ組織体制の構築を検討し、人材育成体制の強化を図る。</p> <p>(3)職員配置 各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性に応じた配置及び医療需要に応じた配置に取り組む。</p> <p>(4)職員の業績評価等の適切な実施 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、職員の給与に反映させるとともに業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度について、当該制度の適切な運用を継続することにより定着を図り、併せて、人事制度への一層の活用を図ることにより、病院及び機構全体の能率的運営につなげる。</p> <p>(5)監事監査、外部監査等の充実</p>	<p>効率的な配置を行う。</p> <p>オ 事務部門の改革 事務部門については、引き続き企画部門と管理部門の2課体制による効率的・効果的な運営体制とし、病床規模や機能に応じて組織体制の見直しを行う。</p> <p>カ 人材育成、教育研修機能の強化 看護職員能力開発プログラムに基づく系統的な教育を行うため、看護師長(教育担当)を増やし、新人看護師の教育や有為な人材育成を充実させるとともに、新卒者の離職を最小限にすることを目指す。新たな卒後研修制度のモデル的導入に着手する。 また、各病院における医療職員の教育研修を充実させるため教育研修部又は教育研修室を設置するとともに、事務職も含んだ組織体制の構築を検討し、人材育成体制の強化に着手する。</p> <p>(3)職員配置 各部門の職員の配置については、引き続き各職員の職務と職責を考慮し、非常勤職員も含め業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。 引き続き、職員一人当たりの生産性指標に着目し、職員配置の見直しを進める。</p> <p>(4)職員の業績評価等の適切な実施 平成20年度より全常勤職員へ導入した業績評価制度について、評価結果を踏まえた職員の給与等への反映を実施し適切な運用を継続する。</p> <p>(5)監事監査、外部監査等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性や医療需要に応じた配置としているか。 ○ 職員の業績評価制度について、適切な運用を図っているか。 ○ 全病院に対し会計監査人による会計監査を実施

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>① 監査法人等を活用したチェック体制の強化 毎年全病院に対し会計監査人による会計監査を実施する。</p> <p>② 監事機能との連携の強化 契約事務の適正性を担保するために、監事と連携して抜き打ち監査を実施する。また、監事監査の結果を活用するなど、内部監査において、監事機能との更なる連携を図る。</p> <p>③ 外部評価の活用 日本医療機能評価機構等の病院評価受審病院数を中期目標の期間中に平成20年度末の46病院から73病院以上にする。</p> <p>(6)再編成業務等の実施 旧国立病院・療養所の再編成業務については、中期目標の期間中に統廃合が予定されている1件をその経営に留意しつつ着実に実施するとともに、残る1件についても統合に向けた準備を行う。</p>	<p>① 監査法人等を活用したチェック体制の強化 独立行政法人評価委員会の平成20年度までの実績に対する評価結果を、平成21年度以降の病院運営に反映させるとともに、引き続き全病院において監査法人による監査を実施する。</p> <p>② 監事機能との連携の強化 契約事務の適正性を担保するため、引き続き監事と連携して抜き打ち監査を実施する。また、監事監査の結果を活用するなど、内部監査において、監事機能との更なる連携を図る。</p> <p>③ 外部評価の活用 先行事例の把握や情報提供を通じて、日本医療機能評価機構の病院評価受審病院数等の増を促す。</p> <p>(6)再編成業務等の実施 旧国立病院・療養所の再編成業務については、平成22年3月を目途に札幌南病院・西札幌病院の再編成を進めるとともに、引き続き残る1ケースについて対象病院の経営に留意しつつ、平成26年度統合に向けて設計に着手する。</p>	<p><u>するとともに、抜き打ち監査を実施するなど監事機能との連携強化が図られているか。</u></p> <p>○ 外部機関による病院評価受審病院数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。</p>
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 各病院が担う政策医療を着実に実施し、経費節減、診療収入等の増収及び医療資源の有効活用を図り、各病院の収支改善を促進すること。	2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に發揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の施設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償ないしそれ以上を目指す。 なお、QC活動奨励表彰を通じて、サービスの質	2 業務運営の見直しや効率化による収支改善	<p>■評価項目9■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>(1)経営意識の向上</p> <p>(2)業務運営コストの節減等</p> <p>①業務運営コストの節減</p> <p>○ 各病院は、診療報酬上の施設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて、安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、収支相償ないしそれ以上を目指しているか。</p> <p>○ QC活動等を通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティ</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
(1)経営力と経営意識の向上 経営人材の確保や経営研修の充実を図るとともに政策医療のコスト分析を行い、経営能力の向上と更なる意識改革を進めること。	<p>の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。</p> <p>(1)経営意識の向上 ① 経営力の向上 取り巻く医療環境の変化に応じて、個別病院ごとの経営戦略や、毎年の事業計画を通じた経営管理サイクルをさらに充実させる。 病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成を図る。 また、経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上</p>	<p>(1)経営意識の向上 ① 経営力の向上 職員の資質向上を図るため、引き続き経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を行う。 さらに、病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成方策を検討する。</p>	<p>ブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第2の2 業務運営の見直しや効率化による収支改善該当部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)(厚労省評価委評価の視点) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成に努めているか。 また、経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上に努めているか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>(2)業務運営コストの節減等</p> <p>施設整備や医療機器、医薬品等の購入について、費用対効果や法人全体の債務を総合的に勘案して実施することとし、単価の見直し、品目の標準化、共同入札、後発医薬品の採用などを促進するとともに、業務委託を適切に活用すること。</p> <p>なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から数量シェアの30%相当以上への拡大を図ること。</p> <p>さらに、臨床研究事業や教育研修事業についても効率化に努めること。</p> <p>また、総人件費については、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第203号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含めた政策医療推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を進めること。</p> <p>あわせて、給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り</p>	<p>に努める。</p> <p>② 政策医療にかかるコスト分析 結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係るコストの分析を実施し、必要な機能を維持しつつ適正なコスト管理を実施する。</p> <p>(2)業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検、医業未収金対策の徹底等様々な取組や国立病院機構が有する人的・物的資源等及びそのネットワークを有効に活用し、経営改善を図るためにの取組を実施することにより、中期目標期間の各年度における損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう費用の節減等を図る。 また、診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。</p> <p>① 業務運営コストの節減 ア 材料費 同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、共同購入の対象品目を拡大するなど、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増加の抑制を図る。 また、包括評価等の今後の診療報酬改定を考慮しつつ後発医薬品の採用を促進し、平成24年度までに数量ベースで30%(購入金額ベース15%)以上の採用を図る。なお、後発医薬品の利用促進にあたっての課題の把握にも努める。</p>	<p>② 政策医療にかかるコスト分析 結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係る適正なコスト管理を実施するため、経営分析システムにコスト分析に必要な機能を追加するとともに、全病院がシステムによる算出が可能となる時期までの対応策を検討し、コスト分析に必要となる情報の収集に着手する。</p> <p>(2)業務運営コストの節減等 ① 業務運営コストの節減 ア 材料費 材料費率の抑制を図るため、引き続き医薬品の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、在庫管理の効率化を推進し費用の節減を図る。 また、検査試薬、医療用消耗品等については、医薬品と同様に使用品目の集約等、効率的な購入を目指し引き続き実施に向けた検討を行う。 後発医薬品の利用促進に当たっての課題等の把握に努めるための体制づくりを行い、調査分析に着手する。</p>	<p>○ 政策医療に係るコストの分析を実施し適正なコスト管理に努めているか。</p> <p>○ 使用医薬品の標準化を進め、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増加抑制を図るとともに、後発医薬品の採用について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組んでいるか。</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>① 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p> <p>さらに、契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 国立病院機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>イ 人件費率等</p> <p>人事に関する計画に基づき、医療の高度化や各種施策などにも留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、中期目標の期間中、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。</p> <p>また、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>なお、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p>	<p>イ 人件費率等</p> <p>各病院が担っている医療内容等に基づいた人員体制を前提に、適正な人員の配置に努めるとともに、委託業務の内容等について病院間比較を行うなどコスト低減に十分配慮した有効活用を図っていく。これらにより、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。</p> <p>また、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、引き続き人件費削減の取組を行うが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指しているか。 ○ <u>人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減を引き続き着実に取り組むとともに、医療法等の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応に取り組んでいるか。</u> ○ <u>総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点)</u> ○ <u>総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ、取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</u> ○ <u>給与水準が適正に設定されているか。(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。)(厚労省評価委評価の視点)</u> ○ <u>国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</u> ・ <u>法人の給与水準 자체が社会的な理解の得られる水準となっているか。</u> <u>(政・独委評価の視点)</u>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>ウ 投資の効率化</p> <p>a. 建物整備</p> <p>建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト合理化のため標準仕様に基づく整備を行い、投資の効率化を図る。</p> <p>b. 医療機器整備</p> <p>大型医療機器の共同入札を実施するなど医療機器の購入費用の削減を図る。</p> <p>エ 適正な契約事務の実施</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。また、平成19年に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>ウ 投資の効率化</p> <p>建物整備については、一般病棟に係る主要な面積や設備について標準仕様を作成し、整備に活用することにより投資の効率化を図る。</p> <p>医療機器整備については、大型医療機器の導入費用の削減を図るため、共同入札による調整を行うとともに、医療機器購入価格の標準化を図る。</p> <p>エ 適正な契約事務の実施</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。また、平成19年に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、引き続き「競争性のない随意契約」のうち「競争入札等」へ移行可能なものを着実に移行させるとともに、その取組状況を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 病院建築単価の見直し等や大型医療機器の共同入札により投資の効率化を図っているか。 ○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>オ 市場化テストの実施 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成22年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月までに策定する。</p> <p>カ 一般管理費の節減 平成20年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(人件費を除く。)について、15%以上節減を図る。</p>	<p>オ 市場化テストの実施 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、業務の効率化を推進するため官民競争入札又は民間競争入札の実施に向け、対象品目や対象施設等実施に向けた計画を平成21年10月までに策定する。</p> <p>カ 一般管理費の節減 一般管理費(人件費を除く。)については、事務・事業の効率化を図るとともにコスト意識を十分に浸透させ、引き続き経費節減に努める。</p>	<p>向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準の関連公益法人に限らず、すでに批判をされており、国民から疑惑を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)(厚労省評価委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、計画を策定し、市場化テストを実施しているか。 ○ <u>一般管理費について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</u>
(3)医療資源の有効活用 医療機器の共同利用、他の医療機関との連携促進や病床の適正配置など、医療資源の有効活用を促進すること。 また、国立病院機構が保有する再編成により廃止した国立病院や看護師等養成所などの遊休資産について、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却、貸付等による有効活用を行うこと。 さらに、IT化の推進を図り、業務・システムの次期最適化計画策定を適切に進めること。また、政策医療のコスト分析等において全病院共通の財務会計システムを有効に活用するとともに、医事会計	<p>② 医療資源の有効活用 ア. 医療機器の効率的な利用の促進 既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図るとともに、他の医療機関との共同利用を推進し、平成20年度に比し、中期目標の期間中に、CT、MRIの高額医療機器(※1)の共同利用数について10%以上の増加(※2)を目指す。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>※1 CT(コンピュータ断層撮影装置) MRI(磁気共鳴診断装置)</p> <p>※2 平成20年度実績 総件数 56,098件</p> </div>	<p>② 医療資源の有効活用 ア 医療機器の効率的な利用の促進 既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図るとともに、CT及びMRIの高額医療機器については、引き続き地域の医療機関との連携を強化することにより、平成20年度に比し、共同利用数について2%以上の増加を目指す。</p>	<p>■評価項目10■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)②医療資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>高額医療機器の共同利用数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、医療機器の効率的な利用促進を図っているか。</u>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
システムを全病院について標準化(基本仕様の統一)すること。	<p>イ. 病床の効率的な利用の促進 病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数を増加させる等により収支の改善に努める。 また、入院患者数に応じた病棟集約など、患者数の動向や将来計画を見据えた効率的な病棟運営に努める。</p> <p>ウ. 保有資産の有効活用 閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した売却、貸付等に努め、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努める。</p> <p>エ. 教育研修事業 中期目標の期間中の国立病院機構附属養成所卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、毎年ごとに全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指す。</p> <p>オ. IT化の推進 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムにより、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析し経営改善を進める。 また、財務会計システムを活用し、政策医療の実施にかかるコスト分析を行うとともに、適正なコストの把握に努める。</p>	<p>イ. 病床の効率的な利用の促進 病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数の確保及び患者数と平均在院日数とのバランスを反映した病棟運営とする等により収支の改善に努める。 また、効率的な配置を行うために病棟の稼働状況に応じた病棟構成の見直しを検討し、整理・集約の実施に努める。</p> <p>ウ. 保有資産の有効活用 閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した貸付等による有効活用を行うことで、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化に努めるため、学校法人や自治体など関係団体との調整を行う。</p> <p>エ. 教育研修事業 国立病院機構附属養成所卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指し、充実した教育を実施する。</p> <p>オ. IT化の推進 財務会計システムの確実な稼働を引き続き図ることにより、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況の分析を行う。 各病院における既存医事会計システムの更新に併せ、順次DPC調査様式に対応した標準仕様によるシステムの導入を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮や新規患者数の増加に努めるとともに、入院患者数に応じた病棟集約など効率的な病棟運営に努めているか。 ○ 閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した売却等に努め、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努めているか。 ○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ <u>国立病院機構附属養成所において、卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指し、充実した教育を実施しているか。</u> ○ 財務会計システムの活用により、部門別決算や月次決算を行い、適切な業務運営や経営改善のために有効に利用するとともに、政策医療の実施にかかるコスト分析を行い、適切なコストの把握に努めているか。 ○ 医事会計システムの標準化が着実に進展しているか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>なお、医事会計システムを更新する際には標準化(国立病院機構内での共通仕様)されたシステムの導入を図り、中期目標の期間中に全病院が標準化されるよう努める。</p> <p>平成20年度に実施した「業務・システムの最適化」について、検証・評価を実施し、業務の見直しを含めた次期最適化計画を策定する。</p>	<p>情報ネットワークシステム最適化計画」について、検証・評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度に実施した「業務・システム最適化計画」の検証・評価を実施し、次期最適化計画策定に向けて適切に取り組んでいるか。
(4)収入の確保 医業未収金の発生防止や徴収の改善、診療報酬請求業務の改善、競争的研究費の獲得などを図ること。	<p>③ 収入の確保</p> <p>ア. 未収金対策の徹底</p> <p>各病院において提供した医療の正当な対価として当然収納すべき診療費が滞納されている医業未収金については、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努めることで、平成20年度(※)に比して医業未収金比率の低減を図る。</p> <p>また、医業未収金の支払案内等の市場化テストについては、平成22年9月末現在の状況を踏まえ、平成23年度以降の市場化テストの実施について検証する。</p> <p>※ 平成20年度(平成19年4月～平成21年1月末時点) 医業未収金比率0.11% 医業未収金比率=医業未収金／医業収益 (医業収益に対するその他医業未収金の割合)</p> <p>イ. 診療報酬請求業務の改善</p> <p>医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により適切な請求業務の実施に取り組む。</p>	<p>③ 収入の確保</p> <p>ア 未収金対策の徹底</p> <p>医業未収金の新規発生防止の取組を一層推進、また、法的手段の実施等によりその回収に努める。</p> <p>また、医業未収金の支払案内等の市場化テストについては、事業開始から1年を経過した時点(平成21年9月末現在)における入金状況等の結果を踏まえ、必要に応じ業務の改善を図る。</p> <p>イ 診療報酬請求業務の改善</p> <p>医事業務研修を実施し、職員の診療報酬請求事務に係る能力の向上を促進するとともに、院内でのレセプト点検体制の確立に努める。</p>	<p>■評価項目11■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)③収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医業未収金について、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努め、医業未収金比率の低減を図っているか。 ○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) ○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により適切な請求業務の実施に取り組んでいるか。

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>ウ. 臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の外部の競争的研究費の獲得に努め、中期目標の期間中ににおいて、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努める。</p>	<p>ウ. 臨床研究事業 本部研究課が窓口となり、競争的資金の獲得のための情報収集、情報提供、他省庁等との連絡調整、申請書の作成等に関する研究者の支援を行う。 また、国立病院機構全ての病院を結ぶ治験ネットワークを活用し、受託研究費額の増を図るとともに、実施率の改善等質の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部の競争的研究費の獲得に努め、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努めているか。
第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、国立病院機構全体の財務内容の改善を図るため、以下の目標を達成する。</p> <p>1 経営の改善 部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより経営改善を進め、中期目標期間の国立病院機構全体における各年度の損益計算において、経常収支率を100%以上とすることを目指す。 再生プラン対象病院について平成22年度末の経営改善計画の達成状況を踏まえ、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。</p> <p>(参考)再生プラン(個別病院ごとの経営改善計画) 特に早急に経営改善着手が必要な58病院において、部門毎の生産性に着目するなどして改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の経営改善計画。(平成19年度末策定)</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 経営の改善 平成21年度の予定損益計算において、経常収支率を102.5%とする。 再生プラン対象施設について、平成21年度の経営改善計画の進捗状況により診療機能・病床規模の見直し等の必要な措置を講じるなど、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。</p>	<p>■評価項目12■ 経営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各年度の損益計算について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、経営改善を着実に実施しているか。</u> ○ 再生プラン対象病院について、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に取り組んでいるか。 ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
			<p>■評価項目13■ 固定負債割合の改善 医療機器・建物整備に関する計画 等</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>2 固定負債割合の改善 各病院の機能の維持・向上を図りつつ、経営の改善が図られる投資を計画的に行うとともに、国立病院機構の固定負債(長期借入金の残高)を減少させる。 そのため、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。</p> <p>1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p>	<p>2 固定負債割合の改善 平成21年度の長期借入等の予定枠を505億円(平成20年度から繰り越されたものを含む)とともに、内部資金の有効活用により、機構の固定負債(長期借入金等の残高)を減少させる。</p> <p>1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資を計画的に行い、固定負債の減少を図るとともに、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たって、長期借入金等の償還確実性等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方等は整備されているか。 ○ 収支計画及び資金計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。 ○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。) <ul style="list-style-type: none"> i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点) ○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点) ○ 医療機器・建物整備に関する計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。 ○ 国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実に行っているか。 ○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。
	<p>3 医療機器・建物整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する医療機器・建物整備については、別紙4のとおりとする。</p>	<p>3 医療機器・建物整備に関する計画 長期借入等及び自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備のための投資を行う。</p>	
	<p>4 機構が承継する債務の償還 国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実に行う。</p>	<p>4 機構が承継する債務の償還 平成21年度の償還を約定どおり行う。</p>	
	<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 60, 000百万円</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額60, 000百万円</p>	

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
	<p>2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
第5 その他業務運営に関する重要事項	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 国民の医療需要や医療環境の変化に応え、良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の効率化を図ること。 また、必要な人材の育成や能力開発、人事評価や異動を適切に行うことのできるシステムの確立を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 ① 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 また、良質な人材の確保及び有効活用を図るために、引き続きブロック内での職員一括採用や人事</p>	<p>■評価項目14■ 人事に関する計画 広報に関する計画</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項該当部分】</p> <p>○ 良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置するとともに、医師・看護師不足に対する確保対策に取り組んでいるか。</p> <p>○ 良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に行うようシステムの確立を図っているか。</p>

国立病院機構 評価の視点(案)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成21年度計画	評価の視点(案)
<p>2 広報に関する事項 国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報に努めること。</p> <p>3 中期計画における数値目標 本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。</p>	<p>交流を促進するための人事調整会議を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組についても推進する。</p> <p>② 指標 国立病院機構の平成21年度期首における常勤職員数を49,021人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置等に努める。 特に、技能職については、中期目標の期間中710人(※)の純減を図る。 (※ 平成21年度期首の技能職員定数の3割相当) (参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,628,038百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てることとする。</p>	<p>また、良質な人材の確保及び有効活用を図るために、ブロック単位での職員一括採用を行うとともに、ブロック内で的人事交流を促進するよう人事調整会議の運営を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も実施する。</p> <p>② 指標 技能職について、平成21年度においては142人の純減を図る。 (※ 中期計画△710人÷5年=142人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院機構の役割、業務等について、積極的な広報に努めているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項に基づき平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。</p> <p>平成16年4月 1日 平成17年3月22日改正 平成18年3月31日改正</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)は、国立病院・療養所が我が国において、結核、がん、循環器病、重症心身障害、進行性筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、エイズなどの重要な課題であって、国民の関心が高い医療を着実に提供してきたという長い歴史と功績の上に築かれる。</p> <p>国立病院機構は、国民から付託されたと言うべきこの貴重な社会資源を活用して、全国においてその担うべき医療を確実に実施し、我が国の医療の向上に貢献することを使命とする。</p> <p>この使命を果たすに当たっては、国立病院機構は、旧弊にとらわれることなく、常に未来を見据えて改革を進め、厚生労働大臣から示された中期目標の達成を図らなければならない。</p> <p>すなわち、国立病院機構は、国民の医療需要の変化や医療制度に関する諸課題を的確に捉えた上で、その独自性・自主性を最大限に發揮して、与えられた役割を適切に果たし、国民医療の向上に貢献していくこととする。また、国立病院機構においては、患者の目線に立った 국민に満足される安心で質の高い医療の提供、国立病院機構のネットワークを活かしたエビデンス(Evidence)の形成及び良質な医療人の育成</p>		<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項に基づき平成21年2月27日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。</p> <p>平成21年3月31日 平成21年8月4日改正</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄</p> <p>前文</p> <p>平成16年4月、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)は、国民の貴重な医療資源として発足し、第一期中期計画期間においては、医師不足、医療費適正化という状況下、全国においてその担うべき医療を確実に実施してきた。また、事業体として、国時代の旧弊を絶ち、業務運営の効率化に取り組み、国から承継した多額の過去債務を着実に償還し、わが国の医療体制において、代替不可能な公共的財産である病院群の長期的な存続のための基盤を着実に築いてきた。</p> <p>国立病院機構は、第二期中期計画期間においては、第一期中期計画の成果を礎として、国民から信頼の得られる医療を確実に提供することとする。その成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剩余については、国立病院機構に課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資し、第三期以降を含めた長期的な事業の安定を目指すものとする。</p> <p>国立病院機構の病院は、引き続き政策医療の着実な実施とともに、各地域において地域医療の量・内容についての課題が顕在化する中、地域の医療機関及び地方公共団体との連携の下、患者・家族の利益を最優先に、医療の安定した担い手として、地域医療</p>	

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>を目指すとともに、業務運営のあり方全般を見直して、効率的かつ効果的な業務運営を可能とする体制を確立することとする。</p> <p>こうした観点から、ここに本中期計画を定め、これに基づき国立病院機構の使命を果たすべく、職員一丸となって業務の遂行に当たることとする。</p>		<p>の向上に貢献していくこととする。</p> <p>また、145の病院群のネットワークを活かして、わが国の医療の質の向上に寄与とともに、スケールメリットを活かして蓄積された診療情報の分析などを通じて形成されたエビデンス(根拠)を幅広く情報発信し、国民医療の向上に活用するものとする。</p> <p>さらに、限られた人的資源の下での医療提供を確実に行うため、良質な医療人材の育成・輩出を通じた医療界への貢献に加え、医療職種間の役割分担と協働に基づくチーム医療の推進を図るなど、病院運営のサービスモデルを提示し、わが国の病院医療の水準の向上に貢献していくものとする。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間における国立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>	
<p>第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療とともに地域の中で信頼される医療を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとする。このため、医療の提供、調査研究及び医療従事者の養成を着実に実施する。</p> <p>1 診療事業</p> <p>診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくことを主たる目標とする。</p> <p>(1)患者の目線に立った医療の提供</p> <p>① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者が医療の内容を適切に理解し、治療の選択</p>	<p>■評価項目1■ 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療とともに地域の中で信頼される医療を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとする。このため、医療の提供、調査研究及び医療従事者の養成を着実に実施する。</p> <p>1 診療事業</p> <p>診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくことを主たる目標とする。</p> <p>(1)患者の目線に立った医療の提供</p> <p>① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者が医療内容を適切に理解し、治療の選択</p>	<p>■評価項目1■ 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>択を患者自身ができるように説明を行うとともに、相談しやすい体制をつくるよう取り組む。</p> <p>また、患者満足度調査における医療従事者の説明に関する項目について、特に、平均値以下の評価の病院については、医療従事者の研修を充実する等により、平均値以上の評価を受けられるよう改善を図る。</p> <p>② セカンドオピニオン制度の実施</p> <p>国立病院機構において、患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度を導入し、中期目標の期間中に、全国で受け入れ、対応できる体制を整備する。</p> <p>③ 患者の価値観の尊重</p> <p>患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などサービスの改善を図る。特に、患者満足度調査の結果、調査項目全体の評価結果について平均値以下の評価の病院については、サービス内容を具体的に見直し、平均値以上の評価を受けられるよう改善を図る。</p>	<p>見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セカンドオピニオン制度について、導入のために必要な検討を進め、これを導入し、利用しやすい体制となっているか。 ○ 患者の視点でサービスを点検するため各病院は患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。 	<p>を患者自身ができるように診療ガイドラインの適切な活用や複数職種の同席による説明などに努めるとともに、相談しやすい体制をつくるよう取り組む。</p> <p>また、患者とのコミュニケーションに関する研修(接遇等)を充実し、患者満足度調査において、医療従事者の説明に関する項目についての改善について検証を行う。</p> <p>② セカンドオピニオン制度の充実</p> <p>患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度について、中期目標の期間中に、全病院で受け入れ対応できる体制を整備する。</p> <p>また、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を実施し、制度の充実を図る。</p> <p>③ 患者の価値観の尊重</p> <p>患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などサービスの改善を図る。</p> <p>また、慢性疾患を中心に疾患に対する患者の自己管理(セルフマネージメント)を医療従事者が支援する取組を推進するほか、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を中期目標の期間中に全病院に整備する。</p> <p>さらに、患者満足度調査については患者の目線に立った観点からその見直しを図る。</p>	<p>ガイドラインなどの活用に努め、また患者満足度調査の活用などを通じて患者の意見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セカンドオピニオン制度について、全ての病院に導入を進めるとともに、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を通じ、制度の充実が図れる体制となっているか。 ○ 患者の視点でサービスを点検するため各病院は、患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。 ○ <u>患者の自己管理(セルフマネージメント)を医療従事者が支援する取組を実施するとともに、全ての病院が個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を整備しているか。</u>
<p>(2)患者が安心できる医療の提供</p> <p>① 医療倫理の確立</p> <p>患者が安心できる医療を提供するため、各病院はカルテの開示を行うなど情報公開に積極的に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努めることが、患者との信頼関係の醸成において重要で</p>	<p>■評価項目2■</p> <p>診療事業(2)患者が安心できる医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者との信頼関係を醸成させるため各病院が、カルテの開示及び患者のプライバシーの保護について適切に取り組んでいるか。 ○ 臨床研究を実施するすべての病院に倫理委員 	<p>(2)安心・安全な医療の提供</p> <p>① 医療倫理の確立</p> <p>患者が安心できる医療を提供するためには、患者との信頼関係を醸成することが重要であり、各病院はカルテの開示を行うなど適切な情報開示に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努め</p>	<p>■評価項目2■</p> <p>診療事業(2)安心・安全な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者との信頼関係を醸成させるため各病院は、カルテの開示及び患者のプライバシー保護について適切に取り組んでいるか。 ○ 各病院は倫理的な事項に関し医療従事者に

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>ある。また、臨床研究を実施するすべての病院に倫理委員会を、治験を実施するすべての病院に治験審査委員会を設置し、すべての臨床研究、治験について厚生労働省が定める倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)を遵守して実施する。なお、小規模病院については、その負担の軽減のため、合同開催等により倫理委員会を行うこととする。</p> <p>各病院の倫理委員会の組織・運営状況を把握し、その改善に努めるとともに、倫理委員会の指摘事項をその医療に適切に反映させることに努める。</p> <p>② 医療安全対策の充実</p> <p>医療安全対策を重視し、リスクマネージャーを中心に、ヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進する。</p> <p>院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。</p> <p>我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、新たな医療事故報告制度の実施に協力するとともに、すべての病院において、医薬品等安全性情報の報告を徹底する。</p> <p>③ 救急医療・小児救急等の充実</p> <p>地域住民と地域医療に貢献するために、救急医療・小児救急等に積極的に取り組むこととし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、救急患者及び小児救急患者の受入数について10%以上(※)の増加を目指す。</p> <p>〔※平成15年5月から6月までの実績を基にした年間推計値 年間延べ救急患者数 506,916件 うち年間延べ小児救急患者数 138,231件〕</p>	<p>会を、治験を実施するすべての病院に治験審査委員会を設置するなど、すべての臨床研究、治験について厚生労働省が定める倫理指針(平成15年厚生労働省告示255号)を遵守して実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各病院が倫理委員会等の指摘事項をその医療に適切に反映させることに努めているか。 ○ 各病院がリスクマネージャーを中心にヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進しているか。 ○ 各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。 ○ 各病院が新たな医療事故報告制度や医薬品等安全情報の報告を適切に実施し、我が国全体の医療安全対策の推進に貢献しているか。 ○ 地域において必要とされる救急医療・小児救急に貢献しているか。 ○ 救急患者・小児救急患者の受け入れ数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組、着実に進展しているか。 	<p>る。</p> <p>また、各病院の倫理委員会の組織・運営状況を本部において把握し、その改善に努めるとともに、倫理的な事項に関し医療従事者に対して助言を行う体制を院内に整備する。</p> <p>② 医療安全対策の充実</p> <p>医療安全対策を重視し、リスクマネージャーを中心に、ヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進するとともに、病院間での相互チェックなどを医療安全対策の標準化に取り組む。特に、院内感染対策については、院内サーベイランスの充実などに積極的に取り組む。</p> <p>また、我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、各病院は引き続き医療事故や医薬品等安全性情報の報告を徹底する。</p> <p>さらに、これら取組の成果をとりまとめ情報発信に努める。</p>	<p>して助言を行う体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各病院がリスクマネージャーを中心にヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進するとともに、病院間での相互チェックなどを医療安全対策の標準化に取り組んでいるか。 ○ 各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。 ○ 我が国の医療安全対策の充実に貢献するため各病院は、医療事故や医薬品等安全性情報の報告を適切に実施するとともに、これら取組の成果を情報発信しているか。
	<p>■評価項目3■</p> <p>診療事業(3)質の高い医療の提供</p>		<p>■評価項目3■</p> <p>診療事業(3)質の高い医療の提供</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>① クリティカルパスの活用</p> <p>チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進することとし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、クリティカルパス実施件数について50%以上の増加(※)を目指す。</p> <p>※平成15年5月から6月までの実績を基にした年間推計値 延べ実施件数 107,515件</p> <p>② EBMの推進</p> <p>国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。)を実践するため、中期目標の期間中に、臨床評価指標の開発やEBMに関する情報データベースの作成を目指す。</p> <p>③ 長期療養者のQOLの向上等</p> <p>長期療養者に関しては、そのQOL(生活の質)の向上を目指し、すべての病院において面談室を設置するとともに、ボランティアの積極的な受入や協働等に努める。</p> <p>また、重症心身障害児(者)、進行性筋ジストロフィー児(者)を受け入れている81病院については、患者家族の宿泊室を設置している病院数を、地方公共団体、関係団体等の協力も得て、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、10%以上の増加(※)を目指す。</p> <p>併せて、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力をう。</p> <p>(※ 平成14年度実績 52病院に設置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 ○ 臨床評価指標の開発や情報データベース等の作成を推進するとともに、ネットワーク機能を生かしてエビデンスに基づく医療を実践しているか。 ○ ボランティアの積極的な受入等により、長期療養者のQOLの向上に取り組んでいるか。 ○ 重症心身障害児(者)、進行性筋ジストロフィー児(者)を受け入れている病院について、患者家族の宿泊施設の設置病院数を、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて着実に増加させているか。 ○ 重症心身障害児(者)等の在宅支援が進展しているか。 	<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>① クリティカルパスの活用</p> <p>チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進し、その実施件数について中期目標の期間中に、平成20年度に比し10%以上の増加を目指す。</p> <p>② EBMの推進</p> <p>国立病院機構が担っている政策医療の質の向上と均てん化の観点から国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。)を実践するため、臨床研究などにより得られた成果を臨床に反映させるとともに、臨床評価指標の充実を図る。</p> <p>また、医事会計システムの標準化などを通じて診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>③ 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等</p> <p>長期療養者をはじめとする患者のQOL(生活の質)に関しては、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組み、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の評価について、平均値の向上に努める。</p> <p>また、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力をう。</p> <p>あわせて、特に重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟については、計画的に更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 ○ 臨床評価指標の充実や国立病院機構のネットワークを活かしたエビデンスに基づく医療を実践しているか。 ○ 医療の質の向上のため、診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進に向けて適切に取り組んでいるか。 ○ ボランティアの積極的な受入等や障害者自立支援法の動向を踏まえた療養介護事業体制の強化などにより、長期療養者のQOL向上に取り組んでいるか。 ○ 重症心身障害児(者)等の在宅支援が進展しているか。 ○ 重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟を計画的に整備しているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>④ 病診連携等の推進 地域の医療機関との連携を図り、地域において的確な役割を担うため、すべての病院において地域医療連携室を設置するとともに、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、MRI等の高額医療機器(※1)の共同利用数について40%以上の増加(※2)を目指す。 また、同様に、紹介率と逆紹介率について各々5%以上引き上げる(※3)ことに努める。</p> <p>※1 CT(コンピュータ断層撮影装置)、MRI(磁気共鳴診断装置)、シンチグラフィー、SPECT(シングルフォトンエミッションCT装置) ※2 平成15年5月から6月までの実績を基にした年間推計値 　　総件数 27,641件 ※3 平成15年5月から6月までの実績 　　紹介率 36% 　　逆紹介率 19%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての病院に地域医療連携室を設置し、地域の医療機関と連携を図っているか。 ○ 高額医療機器の共同利用数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 ○ 紹介率と逆紹介率について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 	<p>整備を行う。</p> <p>④ 職種間の協働、チーム医療の推進 チーム医療の推進に必要な複数の専門職種間の協働とそのために役割分担された各職種の業務を実施することにより、質の高い医療を効率的に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各病院がチーム医療の推進等により、質の高い医療を効率的に提供しているか。
<p>⑤ 政策医療の適切な実施 これまで担ってきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療ネットワークを活用し、適切に実施する。 また、今後開発する臨床評価指標を活用してその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院を取り組む政策医療の質の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療ネットワークを活用して、適切に実施しているか。 ○ 開発された臨床評価指標を活用して、政策医療の質の向上を図っているか。 		<p>■評価項目4■ 診療事業(4)個別病院に期待される機能の役割</p> <p>○ 地域医療へ一層の貢献のため、地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、地域医療連携の強化を図るとともに、</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
	<p>との連携・強化を図るとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の向上に積極的に取り組む。また、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に平成20年度に比し各々5%以上引き上げることに努める。</p> <p>特に、災害時の医療支援やへき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援など国立病院機構の全国的なネットワークを活かして確実に対応する。</p> <p>さらに、小児救急を含む救急医療については引き続き体制強化を図り受入数の増加に努め、中期目標の期間中に平成20年度に比し、救急車による受入数及び救急受診後に入院した患者数について各々5%以上の増加を目指す。また、周産期医療についても重症心身障害児(者)病棟等においてNICU(新生児集中治療室(Neonatal Intensive Care Unit))の後方支援病床としての機能強化を図る。</p> <p>※4疾病:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病 5事業:救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療</p> <p>② 政策医療の適切な実施</p> <p>地域医療への一層の貢献とともに、これまで担ってきた結核やエイズをはじめとする感染症、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用し、引き続き適切に実施することによりセーフティーネットとしての機能を果たす。特に、以下に掲げる事項について一層の推進を図る。</p> <p>また、既存の政策医療ネットワークについては、その構成を見直し、再構築し、国立高度専門医療センターとの適切な連携を図りつつ、活動性の向上を</p>	<p>医療計画を踏まえ積極的に4疾病・5事業に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院機構のネットワークを活かして、災害時の医療支援や地域医療支援などに適切に対応しているか。 ○ 小児救急を含む救急医療について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、より重篤な患者を受け入れるという国立病院機構に期待されている役割を果たしているか。 ○ 重症心身障害児(者)病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化に取り組んでいるか。 <p>○ 結核やエイズをはじめとする感染症や重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用して適切に実施しているか。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター(国立高度専門医療研究センター)との適切な連携を図っているか。</p>	

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
		<p>図ることにより個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。</p> <p>【重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害病棟におけるNICUの後方病床としての機能強化 ・ 障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化 など <p>【精神科医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)に基づく医療の実施 ・ 身体合併症、発達障害、薬物・アルコール依存、難治性精神疾患への対応 ・ 精神科急性期医療への対応 など <p>【結核医療など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結核との重複疾患への対応 ・ 薬剤耐性結核への対応 ・ 新型インフルエンザ対策の実施 など <p>③ 重点施策の受け皿となるモデル事業の実施</p> <p>　　国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業を積極的に実施する。特に、新型インフルエンザ対策については、他の医療機関のモデルとなるような対応指針を策定する。</p>	<p>○ 国の医療分野における重要政策の受け皿となるモデル事業を積極的に実施しているか。</p>
<p>2 臨床研究事業</p> <p>臨床研究事業においては、国立病院機構のネットワークを活用して臨床研究を進め、診療の科学的根拠となるデータを集積するとともに、情報を発信し、これらにより、我が国の医療の質の向上に貢献する。</p> <p>(1)ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづ</p>	<p>■評価項目4■ 臨床研究事業</p>	<p>2 臨床研究事業</p> <p>臨床研究事業においては、政策医療ネットワークを活用して質の高い治験など大規模な臨床研究を進め、EBM推進の基礎となる、科学的根拠を築くデータを集積するとともに、その情報を発信することにより、我が国の医療の質の向上に貢献する。</p> <p>(1)ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづ</p>	<p>■評価項目5■ 臨床研究事業</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>くりの推進とそれに基づいた診療ガイドラインの作成</p> <p>① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進</p> <p>一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施するため、平成16年度中に国立病院機構のネットワークを活用した観察研究等を主体とする臨床研究計画を作成し、これに基づいて独自の臨床研究を推進する。</p> <p>また、これにより、主要な疾患の標準的な診療指針の作成・改善に寄与する。</p> <p>② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進</p> <p>各政策医療分野毎のEBMの推進のために臨床研究計画を国立高度専門医療センターの協力の下、平成16年度中に作成し、これに基づいて臨床研究を推進する。</p> <p>また、この成果を基に、政策医療分野の疾患について、標準的な診断・治療に関するエビデンスの集積を行い、指針の作成を目指す。</p> <p>③ 臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度</p> <p>平成16年度中に、エビデンスづくりへの貢献(登録症例数等)を主とした評価基準を作成し、政策医療ネットワークを活用した臨床研究成果とともに、臨床研究センター及び臨床研究部の評価を実施する。</p> <p>(2)治験の推進</p> <p>国立病院機構のネットワークを活用して迅速で質の高い治験を推進する。</p> <p>本部に治験窓口を設置する等により、多病院間の共同治験を推進し、質の高い治験を実施する。また、治験の優先順位を示す指針の作成のため、本部に治験の調整に関するチームを編成する。</p> <p>すべての臨床研究センター及び臨床研究部に治験管理部門を設置し、治験を実施することとし、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般診療に役立つエビデンスづくりのため、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究をどのように推進し、標準的な診療指針の作成等に寄与しているか。 ○ 政策医療分野毎にEBMの推進のため、政策医療ネットワークを活用した臨床研究をどのように推進し、政策医療分野の疾患について標準的な診療・治療の指針を作成しているか。 ○ 評価基準を作成し、臨床研究センター及び臨床研究部の評価を実施しているか。 ○ 質の高い治験を推進するための必要な体制整備等を進めているか。治験実施症例数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 	<p>くりの推進</p> <p>① 一般臨床に役立つ臨床研究の推進</p> <p>政策医療ネットワークを活用し臨床試験を含む共同研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施する。</p> <p>② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進</p> <p>臨床研究センター、臨床研究部を中心にEBMの推進のための臨床研究を推進する。</p> <p>また、臨床研究に精通した人材の育成を図るとともに、臨床研究組織の評価制度を充実し、医療必要度、研究力に応じた柔軟な研究体制を構築する。</p> <p>(2)治験の推進</p> <p>政策医療ネットワークを活用して多病院間の共同治験を推進し、迅速で質の高い治験を実施する。</p> <p>複数の病院で実施する治験について本部が一括審査を行う中央治験審査委員会を運営するなど治験の推進体制の強化を図るとともに、国際共同治験や医師主導治験の実施に積極的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策医療ネットワークを活用した臨床研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施しているか。 ○ EBMの推進のための臨床研究を推進するとともに、臨床研究に精通した人材育成や臨床研究組織の評価制度の充実に取り組んでいるか。 ○ 質の高い治験を推進するため、体制強化を図るとともに、治験実施症例数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>平成15年度に比し、中期目標の期間中に、治験実施症例数について20%以上の増加(※)を目指す。</p> <p>(※ 平成14年度実績 治験総実施症例数 2,808件)</p> <p>(3)高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進 各病院においては、臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、その個性を活かした高度先端医療技術の開発を進めるとともに、その特性等を活かし、臨床導入を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度先端医療技術の開発やその臨床導入は進展しているか。 	<p>治験実施症例数について中期目標の期間中に平成20年度に比し5%以上の増加を目指す。</p> <p>(3)高度・先進医療技術の臨床導入の推進 臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、高度医療・先進医療について臨床導入などを推進する。</p> <p>(4)研究倫理の確立 臨床研究や治験を実施する病院すべてに設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会について各病院の審査状況を本部で把握し、その改善に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度・先進医療技術の臨床導入などは進展しているか。 ○ 研究倫理の確立のため、各病院に設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会についての審査状況を把握し活用しているか。
<p>3 教育研修事業 教育研修事業においては、独自の臨床研修プログラムに基づく質の高い臨床研修医の養成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の養成を行う。</p> <p>(1)質の高い医療従事者の養成</p> <p>① 質の高い臨床研修医やレジデントの養成 独自の臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な研修医の養成を行うこととし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、国立病院機構として受け入れる臨床研修医数について20%以上の増加(※1)を目指す。 併せて、良質な医師を養成するため、レジデント(専門分野の研修医をいう。)の養成システムを見直し、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、国立病院機構として受け入れるレジデント数について20%以上の増加(※2)を目指す。</p>	<p>■評価項目5■ 教育研修事業</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)[3 教育研修事業における該当部分]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独自の臨床研修プログラムに基づき質の高い臨床研修医の養成を行い、受け入れ研修医数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 ○ 良質な医師を養成するため、レジデントの養成プログラムの見直しを行い、受け入れレジデント数についての中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 	<p>3 教育研修事業 教育研修事業においては、独自の臨床研修プログラムに基づく質の高い医師の育成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の育成を行う。</p> <p>(1)質の高い医療従事者の育成・確保</p> <p>① 質の高い医師の育成 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。 あわせて、臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関し修了基準を設けるなど、研修コースや研修プログラムの充実を図り、良質な医師を育成する。 さらに、専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成について、国立病院機構全体として取り</p>	<p>■評価項目6■ 教育研修事業</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)[3 教育研修事業における該当部分]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行っているか。 ○ 専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成に取り組んでいるか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>※1 平成15年度 臨床研修医現員数 455名 ※2 平成15年度 レジデント現員数 830名</p> <p>② 医師のキャリアパス制度の構築 　国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、良質な医師の養成と確保に努める。</p> <p>③ 看護師のキャリアパス制度の構築 　専門看護師の育成を含む看護師のキャリアパス制度を構築し、良質な看護師の養成と確保に努める。</p> <p>④ 質の高い看護師等養成 　看護師等養成所については、第三者によるカリキュラム評価をすべての養成所において実施して教育の質を高めるとともに、再編成等により専任教官の充実を図る。 　また、すべての養成所は、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p> <p>⑤ EBMの普及のための研修人材養成 　政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた医療を提供するため、研修会等を開催して良質な医療従事者の養成を図る。また、治験・臨床研究</p>	<p>組む。</p> <p>② 質の高い看護師等の育成 　国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の育成を行うとともに、高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行う。 　また、看護師等養成所については引き続きカリキュラムの第三者評価を実施し、教育の質の充実を図る。さらに、すべての養成所は地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p> <p>③ 医師のキャリアパス制度の構築 　国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、良質な医師の育成と確保に努める。</p> <p>④ 看護師のキャリアパス制度の充実 　平成18年度から運用している看護師のキャリアパス制度について、プログラムの運用等に係る評価を実施し、引き続き国立病院機構の特色を活かしたキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努める。</p> <p>⑤ 医療従事者研修の充実 　質の高い医療従事者を育成するため、コ・メディカルをはじめとする医療関係職種を対象とした研修などについて更なる充実を図る。 　特に、医療技術の向上を図るために、技術研修の実施体制を計画的に整備するとともに、国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修の充実を図る。</p>	<p>○ 医師など多職種とのチーム医療を提供していくことのできる高度な看護実践能力を持つ看護師育成に取り組んでいるか。</p> <p>○ 看護師等養成所について、カリキュラムの第三者評価を実施するとともに、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施しているか。</p> <p>○ 医師のキャリアパス制度の構築など、良質な医師の育成と確保に努めているか。</p> <p>○ 看護師のキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努めているか。</p> <p>○ 国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修などにより、医療関係職種を対象とした研修の充実を図っているか。</p>	

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>推進のための治験コーディネーター等のEBMに精通した人材の養成を行う。</p> <p>政策医療ネットワークにおいては、これらの研修内容等の充実に努めるとともに、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、当該研修会への参加人数について25%以上の増加(※)を目指す。</p> <p>(※平成14年度実績 研修会延べ参加人数 5,151名)</p> <p>(2)地域医療に貢献する研修事業の実施</p> <p>政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるため、各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等の開催により、地域医療への貢献を行う。当該研究会の内容の充実に努めるとともに、中期目標の期間の最終年度において、14万人以上の参加(※)を得られるよう努める。</p> <p>(※平成14年度実績 研究会延べ参加人数 120,751名)</p>	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた医療を提供するための研修会について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 ○ 各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等の開催により、地域医療への貢献を行っているか。 ○ 当該研究会の内容の充実に努めるとともに、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 	<p>(2)地域医療に貢献する研修事業の実施</p> <p>政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるため、各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施する。当該研究会等の内容の充実に努めるとともに、開催件数について中期目標の期間中に平成20年度に比し15%以上の増を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の医療従事者を対象とした研究会等について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、地域社会に貢献する教育活動を実施しているか。
<p>4 災害等における活動</p> <p>災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図ることとする。そのため、災害医療研修等を充実する。</p>	<p>■評価項目6■</p> <p>災害等における活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図っているか。また、災害医療研修等が充実しているか。 	<p>4 総合的事項</p> <p>(1)個別病院ごとの総合的な検証、改善等</p> <p>平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講ずる。</p> <p>その際、国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院機構の病院と労災病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行う。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に</p>	<p>■評価項目7■</p> <p>総合的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、必要な改善措置を講じているか。 ○ 国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行っているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
		<p>沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、国立病院機構は必要な協力を図る。</p> <p>(2)エイズへの取組推進 　　ロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に基づき国が責務となつた被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者的人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。 　　また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、ロック拠点病院による中核拠点病院への支援、中核拠点病院による拠点病院に対する研修事業の実施及び医療情報の提供など引き続きエイズ医療提供体制の充実に努める。 　　なお、これらを進めるに当たって、必要に応じて国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターと相互の連携体制を図る。</p> <p>(3)調査研究・情報発信機能の強化 　　臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、本部に総合研究センター(仮称)を設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ロック拠点病院は、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、医療従事者的人材育成と研修会等の実施やエイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な人的物的体制整備を計画的に進めているか。 ○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、エイズ医療提供体制の充実に努めているか。 ○ 臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、総合研究センターを設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図っているか。
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 企業会計原則が適用されることに対応して、会計ルールを見直すとともに、部門別決算、月次決算等	<p>■評価項目7■ 効率的な業務運営体制の確立 再編成業務の実施</p>	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 企業会計原則の下、部門別決算、月次決算等の精度を高め効率的で透明な医業経営の確立を図	<p>■評価項目8■ 効率的な業務運営体制</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>を導入する。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償(経常損益ベース。以下同じ。)の経営を目指す。これらと併せ、以下の業務の効率化を推進する。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>国立病院機構においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。</p> <p>(1)本部・ブロック組織の役割分担</p> <p>① 役割分担</p> <p>本部・ブロック組織の役割分担を明確化し、同一業務を分掌しない体制とともに、効率的な組織運営とする。このため、管理業務は原則本部が実施することとし、地方で実施した方が合理的で効率的な業務についてはブロック毎に事務所を設置して処理することとする。</p> <p>ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織運営とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制</p> <p>平成15年度末の8ブロックを平成16年4月1日に6ブロックに改組する。</p> <p>また、機構本部・ブロックの職員配置については、平成15年度末の本省国立病院部及び地方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部・ブロック組織について、役割分担を明確にし、同一業務を分掌しない体制にするなど効率的な運営が可能な組織としているか。 ○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守)に係る組織についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<p>る。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償(経常損益ベース。以下同じ。)の経営を目指す。これらと併せ、以下の業務の効率化を推進する。</p> <p>1 効率的な業務運営体制</p> <p>国立病院機構においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。</p> <p>また、年々増大する業務量に対応するため、個別業務の必要性・重要性、やり方等の見直しを図り効率化に努める。</p> <p>(1)本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化</p> <p>① 本部・ブロック機能の強化</p> <p>本部・ブロック組織は、その役割分担に基づき、法人の管理業務は原則本部で実施し、地方で実施した方が合理的かつ効率的な業務についてはブロック組織が分担するなどにより、病院業務の指導・支援業務を行う。</p> <p>加えて、本部内の研究課の組織を見直し、臨床研究の総括、治験の推進、診療情報の分析を行う総合研究センター(仮称)を設置し、業務の充実と情報発信を図る。</p> <p>また、本部のIT推進室をHOSPnetの運用管理などを担う常設組織とし、業務・システムの最適化計画の検証・評価についても引き続き実施することとする。</p> <p>ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制</p> <p>機構本部・ブロック合計の職員数について、平成20年度末の291名から288名へ見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部・ブロック組織については、その役割分担に基づき、病院業務の指導・支援業務を実施するなど効率的な運営が可能な組織としているか。 ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(厚労省評価委評価の視点)

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>厚生(支)局病院管理部の定員388名から平成16年4月1日に本部・ブロック合計の職員数を291名へ見直しを行う。</p> <p>(2)弾力的な組織の構築</p> <p>① 院内組織の効率的・弾力的な構築 効率的な体制の標準型に基づき、各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。</p> <p>② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて特命事項を担う副院長の設置を可能とともに、副院長の役割と院内の位置づけを明確化する。</p> <p>イ 地域医療連携室の設置 すべての病院に地域医療連携室を設置して、地域医療との連携への取組を強化する。</p> <p>ウ 医療安全管理室の設置</p>	<p>(参考)平成15年度末 388名 → 平成20年度末 291名</p> <p>〔本省国立病院部及び地方厚生(支)局病院管理部の定員〕 → 〔本部・ブロック事務所の定数〕</p> <p>③ 内部統制の充実 内部統制の充実を図るために、本部内組織を見直し、内部監査、調達(契約調査等)を実施する組織の明確化と専任職員の配置を行う。 また、コンプライアンスの徹底に対する取組の推進を図るために、各組織における取組の強化(法令遵守状況の確認方法の確立)を行うことや職員への周知、研修会の開催により職員の倫理観を高めていく。</p> <p>(2)弾力的な組織の構築</p> <p>① 院内組織の効率的・効果的な構築 引き続き各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。</p> <p>② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて複数の副院長(特命事項を担う場合を含む)の配置を行うとともに、副院長の役割と院内の位置づけを明確化する。 また、看護職や事務職の副院長について、必要に応じて配置する。</p> <p>イ 地域連携部門の体制強化 すべての病院の地域医療連携室に専任職員を配置して体制を強化し、地域医療との連携への取組を強化する。</p> <p>ウ 医療安全管理部門の強化</p>	<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費コストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 病院の組織については、各病院の地域事情や特性を考慮した効率的な体制としているか。</p>	

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
すべての病院に医療安全管理室を設置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。		すべての病院の医療安全管理室に専任職員を配置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。	
エ 看護部門の改革 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的・効果的な運営体制とする。		エ 看護部門の体制強化 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的・効果的な運営体制とする。 また、病院ごとの病床規模や機能に応じて、副看護部長を複数配置し、看護体制の強化を図る。	
オ 事務部門の改革 事務部門については、従来の管理業務主体の組織から経営企画重視の組織とする。		オ 事務部門の改革 病床規模や機能に応じて事務部門の配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。	
(3)職員配置 各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して、適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みになっているか。	○ 職員配置数については、各職員の職務と職責を考慮して、適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みになっているか。	(3)職員配置 各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性に応じた配置及び医療需要に応じた配置に取り組む。	○ 職員配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性や医療需要に応じた配置としているか。
(4)職員の業績評価等の適切な実施 組織目標を効率的かつ効果的に達成するため、職員の業績を適切に評価する人事評価制度を導入する。	○ 職員の業績を適切に評価する人事評価制度を導入しているか。	(4)職員の業績評価等の適切な実施 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、職員の給与に反映させるとともに業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度について、当該制度の適切な運用を継続することにより定	○ 職員の業績評価制度について、適切な運用を図っているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>(5)外部評価の活用等 独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査による会計監査を有効に活用する。</p> <p>(6)看護師等養成所の再編成 看護師等養成所については、専任教官の充実などにより質の高い養成を行うとともに、その効率的な運営の観点から再編成を行い、平成15年度の80ヶ所から中期目標の期間中に49ヶ所とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人評価委員会の評価を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査による会計監査を有効に活用しているか。 ○ 看護師等養成所の再編成が着実に進展しているか。 ○ 再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。 	<p>着を図り、併せて、人事制度への一層の活用を図ることにより、病院及び機構全体の能率的運営につなげる。</p> <p>(5)監事監査、外部監査等の充実</p> <p>① 監査法人等を活用したチェック体制の強化 毎年全病院に対し会計監査人による会計監査を実施する。</p> <p>② 監事機能との連携の強化 契約事務の適正性を担保するために、監事と連携して抜き打ち監査を実施する。また、監事監査の結果を活用するなど、内部監査において、監事機能との更なる連携を図る。</p> <p>③ 外部評価の活用 日本医療機能評価機構等の病院評価受審病院数を中期目標の期間中に平成20年度末の46病院から73病院以上にする。</p> <p>(6)再編成業務等の実施 旧国立病院・療養所の再編成業務については、中期目標の期間中に統廃合が予定されている1件をその経営に留意しつつ着実に実施するとともに、残る1件についても統合に向けた準備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全病院に対し会計監査人による会計監査を実施するとともに、抜き打ち監査を実施するなど監事機能との連携強化が図られているか。 ○ 外部機関による病院評価受審病院数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 ○ 再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。
<p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の新</p>	<p>■評価項目8■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>(1)業務運営コストの節減等</p> <p>(2)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>○ 各病院の特色・機能を十分発揮させるとともに、効率的な組織編成や職員の適性配置を行うことにより、診療収入等の増収及び経費節減に努め、個々の病院において収支相償ないしそれ</p>	<p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の施</p>	<p>■評価項目9■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>(1)経営意識の向上</p> <p>(2)業務運営コストの節減等</p> <p>①業務運営コストの節減</p> <p>○ 各病院は、診療報酬上の施設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて、安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、収支相償ないしそれ以上を目指しているか。</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>たな基準等の取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて増収を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償ないしそれ以上を目指す。なお、収支相償を超える病院については、実績が評価される仕組みをつくる。</p> <p>(1)業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等様々な取組を行うことにより、中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率</p>	<p>以上を目指して取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収支相償を超える病院について、実績が評価される仕組みを導入しているか。 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第2の2 業務運営の見直しや効率化による収支改善該当部分】 ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委評価の視点) ○ 中期計画に掲げる経常収支率に係る目標の達成に向けて、医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等の取組を行うことにより、費用の節減等を図っているか。 	<p>設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償ないしそれ以上を目指す。</p> <p>なお、QC活動奨励表彰を通じて、サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。</p> <p>(1)経営意識の向上 ① 経営力の向上 取り巻く医療環境の変化に応じて、個別病院ごとの経営戦略や、毎年の事業計画を通じた経営管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ QC活動等を通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第2の2 業務運営の見直しや効率化による収支改善該当部分】 ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)(厚労省評価委評価の視点) ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成に努めているか。 また、経営能力並びに診療報酬請求事務能力

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>が100%以上となるよう費用の節減等を図る。</p> <p>① 材料費</p> <p>包括評価等の今後の診療報酬改定を考慮しつつ、後発医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を進めているか。また、棚卸しを行い適正な在庫管理に取り組んでいるか。</p> <p>また、企業会計原則に基づいて適正に棚卸しを行うことにより、過剰な在庫を削減する。</p>	<p>○ 後発医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を進めているか。また、棚卸しを行い適正な在庫管理に取り組んでいるか。</p>	<p>理サイクルをさらに充実させる。</p> <p>病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成を図る。</p> <p>また、経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上に努める。</p> <p>② 政策医療にかかるコスト分析</p> <p>結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係るコストの分析を実施し、必要な機能を維持しつつ適正なコスト管理を実施する。</p> <p>(2)業務運営コストの節減等</p> <p>医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検、医業未収金対策の徹底等様々な取組や国立病院機構が有する人的・物的資源等及びそのネットワークを有効に活用し、経営改善を図るための取組を実施することにより、中期目標期間の各年度における損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう費用の節減等を図る。</p> <p>また、診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。</p> <p>① 業務運営コストの節減</p> <p>ア 材料費</p> <p>同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、共同購入の対象品目を拡大するなど、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を図る。</p> <p>また、包括評価等の今後の診療報酬改定を考慮しつつ後発医薬品の採用を促進し、平成24年度までに数量ベースで30%(購入金額ベース15%)以上の採用を図る。なお、後発医薬品</p>	<p>の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上に努めているか。</p> <p>○ 政策医療に係るコストの分析を実施し適正なコスト管理に努めているか。</p> <p>○ 使用医薬品の標準化を進め、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を図るとともに、後発医薬品の採用について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組んでいるか。</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>② 人件費率等 人事に関する計画に基づき、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、中期目標の期間中、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図っているか。</p>	<p>○ 適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図っているか。</p>	<p>の利用促進にあたっての課題の把握にも努める。</p> <p>イ 人件費率等 人事に関する計画に基づき、医療の高度化や各種施策などにも留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、中期目標の期間中、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。 また、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減を引き続き着実に取り組むとともに、医療法等の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。 なお、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p>	<p>○ 適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指しているか。</p> <p>○ <u>人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減を引き続き着実に取り組むとともに、医療法等の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応に取り組んでいるか。</u></p> <p>○ <u>総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点)</u></p> <p>○ <u>総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ、取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</u></p> <p>○ <u>給与水準が適正に設定されているか。(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。)(厚労省評価委評価の視点)</u></p> <p>○ <u>国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</u> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>③ 建築コスト 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減に直接結びつく一括契約の導入等を図り、投資の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減に結びつく一括契約の導入等を図るなど、投資の効率化を図っているか。 	<p>ウ 投資の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 建物整備 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト合理化のため標準仕様に基づく整備を行い、投資の効率化を図る。 b. 医療機器整備 大型医療機器の共同入札を実施するなど医療機器の購入費用の削減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院建築単価の見直し等や大型医療機器の共同入札により投資の効率化を図っているか。
<p>④ 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等の運営、委託形態 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等について、契約方法及び契約額等を見直すことにより、費用の節減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等について、適切に契約方法等の見直しが行われているか。 	<p>エ 適正な契約事務の実施</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。また、平成19年に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点) ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>⑤ 一般管理費の節減 平成15年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職給付費用等を除く。)について、15%以上節減を図る。</p> <p>(2)業務運営の効率化に関する事項 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間で5%以上の人件費削減の取組を行うが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、心神喪失者等医療観察法、障害者自立支援法等国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。 ○ 人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。 ○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。 ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事 	<p>オ 市場化テストの実施 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成22年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月までに策定する。</p> <p>カ 一般管理費の節減 平成20年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(人件費を除く。)について、15%以上節減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準の関連公益法人に限らず、すでに批判をされたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)(厚労省評価委評価の視点) ○ 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、計画を策定し、市場化テストを実施しているか。 ○ 一般管理費について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行う。なお、中期目標の最終年度までにおいても必要な取組を行う。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p style="color: red;">業務の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p>		
<p>(3)医療資源の有効活用</p> <p>国立病院機構が有する人的・物的資源及びそのネットワークを有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 医療機器の効率的な利用の推進</p> <p>既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図る。なお、稼働率の向上が見込まれない医療機器については、他の医療機関との共同利用を推進する。</p> <p>② 病床の効率的な利用の推進</p> <p>病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努めている。</p>	<p>■評価項目9■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善 (3)医療資源の有効活用 医療機器・施設設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機器の稼働率の向上、他の医療機関との共同利用など、効率的な利用を推進しているか。 ○ 病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努めているか。 ○ 費用対効果や法人全体の財務を総合的に勘案して、必要な医療機器・施設整備の整備を中期計画に沿って行っているか。 <p>■評価項目10■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)②医療資源の有効活用</p>	<p>② 医療資源の有効活用</p> <p>ア. 医療機器の効率的な利用の促進</p> <p>既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図るとともに、他の医療機関との共同利用を推進し、平成20年度に比し、中期目標の期間中に、CT、MRIの高額医療機器(※1)の共同利用数について10%以上の増加(※2)を目指す。</p> <p>※1 CT(コンピュータ断層撮影装置) MRI(磁気共鳴診断装置) ※2 平成20年度実績 総件数 56,098件</p> <p>イ. 病床の効率的な利用の促進</p> <p>病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数を増加させる等により収支の改善に努める。</p> <p>また、入院患者数に応じた病棟集約など、患者数の動向や将来計画を見据えた効率的な病棟運営に努める。</p> <p>ウ. 保有資産の有効活用</p> <p>閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した売却等に努め、医療機</p>	
	<p>■評価項目10■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善</p>		

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>(4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等 診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。また、運営費交付金対象事業以外の事業についても効率化を図る。</p> <p>① 臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の外部の競争的研究費の獲得に努め、中期目標の期間中において、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行って研究の効率化に努める。</p> <p>② 教育研修事業 看護師等養成所の入学金及び授業料、受託研修料等について、民間の水準を考慮の上、その適正化に努め、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を20%以上改善する。</p>	<p>(4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等 ○ 診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させているか。</p> <p>○ 臨床研究事業については、外部の競争的研究費の獲得等に努め、研究の推進と効率化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 教育研修事業については、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を中期目標に掲げる目標値の達成に向けて改善させているか。</p>	<p>て、病院機能との連携を考慮した売却、貸付等に努め、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努める。</p> <p>工. 教育研修事業 中期目標の期間中の国立病院機構附属養成所卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、各年ごとに全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指す。</p>	<p>関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努めているか。</p> <p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国立病院機構附属養成所において、卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指し、充実した教育を実施しているか。</p>
<p>(5)財務会計システムの導入等IT化の推進 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムを導入し、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況が分析可能なものとすることにより経営改善を進める。</p> <p>(6)業務・システム最適化 国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行</p>	<p>■評価項目11■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (5)財務会計システムの導入等IT化の推進 (6)業務・システム最適化 ○ 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムを導入し、部門別決算や月次決算を適切に行い、適切な業務運営と経営改善のために効果的に利用しているか。</p> <p>○ 各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより、経営改善に取り組んでいるか。</p> <p>○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p>	<p>オ. IT化の推進 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムにより、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析し経営改善を進める。 また、財務会計システムを活用し、政策医療の実施にかかるコスト分析を行うとともに、適正なコストの把握に努める。</p> <p>なお、医事会計システムを更新する際には標準化(国立病院機構内での共通仕様)されたシステムの導入を図り、中期目標の期間中に全病</p>	<p>○ 財務会計システムの活用により、部門別決算や月次決算を行い、適切な業務運営や経営改善のために効果的に利用するとともに、政策医療の実施にかかるコスト分析を行い、適切なコストの把握に努めているか。</p> <p>○ 医事会計システムの標準化が着実に進展しているか。</p> <p>○ 平成20年度に実施した「業務・システム最適化計画」の検証・評価を実施し、次期最適化計画策</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図るため、体制整備を行い、上記システムに係るシステム監査及び刷新可能性調査を平成18年度中に実施し、これらを踏まえ平成19年度中に業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。さらに、平成20年度より最適化計画を策定し、公表する。さらに、平成20年度より最適化に着手する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。 	<p>院が標準化されるよう努める。 平成20年度に実施した「業務・システムの最適化」について、検証・評価を実施し、業務の見直しを含めた次期最適化計画を策定する。</p>	定に向けて適切に取り組んでいるか。
	<p>③ 収入の確保</p> <p>ア. 未収金対策の徹底</p> <p>各病院において提供した医療の正当な対価として当然収納すべき診療費が滞納されている医業未収金については、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努めることで、平成20年度(※)に比して医業未収金比率の低減を図る。</p> <p>また、医業未収金の支払案内等の市場化テストについては、平成22年9月末現在の状況を踏まえ、平成23年度以降の市場化テストの実施について検証する。</p> <p>(※ 平成20年度(平成19年4月～平成21年1月末時点) 医業未収金比率0.11% 医業未収金比率＝医業未収金／医業収益 (医業収益に対するその他医業未収金の割合)</p> <p>イ. 診療報酬請求業務の改善</p> <p>医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により</p>	<p>■評価項目11■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)③収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医業未収金について、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努め、医業未収金比率の低減を図っているか。 ○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) ○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により請求業務の実施に取り組んでいるか。 	

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
		<p>適切な請求業務の実施に取り組む。</p> <p>ウ. 臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の外部の競争的研究費の獲得に努め、中期目標の期間中ににおいて、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努める。</p>	<p>○ 外部の競争的研究費の獲得に努め、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努めているか。</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、国立病院機構全体の財務内容の改善を図るため、以下の目標を達成する。</p> <p>1 経営の改善 中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上とすることを目指す。</p>	<p>■評価項目12■ 経営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画で掲げた経常収支率に係る目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) 	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、国立病院機構全体の財務内容の改善を図るため、以下の目標を達成する。</p> <p>1 経営の改善 部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより経営改善を進め、中期目標期間の国立病院機構全体における各年度の損益計算において、経常収支率を100%以上とすることを目指す。 再生プラン対象病院について平成22年度末の経営改善計画の達成状況を踏まえ、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。 (参考)再生プラン(個別病院ごとの経営改善計画) 特に早急に経営改善着手が必要な58病院において、部門毎の生産性に着目するなどして改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の経営改善計画。(平成19年度末策定)</p>	<p>■評価項目12■ 経営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度の損益計算について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、経営改善を着実に実施しているか。 ○ 再生プラン対象病院について、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に取り組んでいるか。 ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
	<p>点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) 		
2 固定負債割合の改善 各病院の機能の維持を図りつつ、投資を抑制的に行うことにより、機構の固定負債(長期借入金の残高)を減少させる。 そのため、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。	<p>■評価項目13■</p> <p>固定負債割合の改善 機構が承継する債務の償還 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資を抑制的に行い、固定負債の減少を図っているか。また、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たって、長期借入金等の償還確実性等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方等は整備されているか。 ○ 収支計画及び資金計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。 ○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。) <ul style="list-style-type: none"> i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点) ○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点) 	<p>2 固定負債割合の改善</p> <p>各病院の機能の維持・向上を図りつつ、経営の改善が図られる投資を計画的に行うとともに、国立病院機構の固定負債(長期借入金の残高)を減少させる。</p> <p>そのため、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。</p> <p>1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p> <p>3 医療機器・建物整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する医療機器・建物整備については、別紙4のとおりとする。</p>	<p>■評価項目13■</p> <p>固定負債割合の改善 医療機器・建物整備に関する計画 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資を計画的に行い、固定負債の減少を図るとともに、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たって、長期借入金等の償還確実性等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方等は整備されているか。 ○ 収支計画及び資金計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。 ○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。) <ul style="list-style-type: none"> i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点) ○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点) ○ 医療機器・建物整備に関する計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 110,000百万円</p> <p>2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)に充てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められているか。 ○ 借入金の元利償還を確実に行っているか。 <p style="color: red;">○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p style="color: red;">○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>4 機構が承継する債務の償還 国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実に行う。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 60,000百万円</p> <p>2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実に行っているか。 ○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。 <p style="color: red;">○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p style="color: red;">○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>■評価項目14■ 人事に関する計画</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>■評価項目14■ 人事に関する計画 広報に関する計画</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点) 【第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項該当部分】</p>

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>1 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化等による効率化を図る。</p> <p>また、良質な人材の確保及び有効活用を図るために、ブロック内での職員一括採用を行うとともにブロック内での人事交流を促進するための人事調整会議の設置を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>国立病院機構の平成16年度期首における常勤職員数を46,607人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、適正な人員配置等により人件費率等の抑制に努める。</p> <p>特に、技能職については、中期目標の期間中714人(※)の純減を図る。</p> <p>(※ 平成15年度の技能職員定員数の2割相当)</p> <p>(参考)</p> <p>中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,609,594百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 医療機器・施設設備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する医療機器・施設設備については、別紙4のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置しているか。また、適正な人員配置等により人件費等の抑制に努めているか。 ○ 技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化等による効率化を図り、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。 ○ 良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に行うようシステムの確立を図っているか。 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項該当部分】 ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ、取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点) 	<p>1 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、良質な人材の確保及び有効活用を図るために、引き続きブロック内での職員一括採用や人事交流を促進するための人事調整会議を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組についても推進する。</p> <p>② 指標</p> <p>国立病院機構の平成21年度期首における常勤職員数を49,021人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置等に努める。</p> <p>特に、技能職については、中期目標の期間中710人(※)の純減を図る。</p> <p>(※ 平成21年度期首の技能職員定数の3割相当)</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,628,038百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 広報に関する事項</p> <p>国立病院機構及び各病院の使命、果たしている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置するとともに、医師・看護師不足に対する確保対策に取り組んでいるか。 ○ 良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に行うようシステムの確立を図っているか。 ○ 国立病院機構の役割、業務等について、積極的な広報に努めているか。

国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中 期 計 画	評価の視点	中 期 計 画	評価の視点(案)
<p>3 再編成業務の実施 旧国立病院・療養所の再編成業務については、中期目標の期間中に統廃合が予定されている8件を、その経営に留意しつつ着実に実施する。</p> <p>4 機構が承継する債務の償還 企業会計原則に基づく、会計処理へと変わることから、国立病院機構全体として、収支相償を目指すとともに、借入金の元利償還を確実に行う。</p>	<p style="color: red;">点)</p>	<p>る役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てることとする。</p>	

国立病院機構の評価項目について

第1期中期目標期間	
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	診療事業 (1)患者の目線に立った医療の提供
2	診療事業 (2)患者が安心できる医療の提供
3	診療事業 (3)質の高い医療の提供
4	臨床医研究事業
5	教育研修事業
6	災害等における活動
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
7	効率的な業務運営体制の確立 再編成業務の実施
8	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)業務運営コストの節減等 (2)業務運営の効率化に関する事項
9	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (3)医療資源の有効活用 医療機器・施設設備に関する計画
10	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等
11	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (5)財務会計システムの導入等IT化の推進 (6)業務・システム最適化
予算、収支計画及び資金計画	
12	経営の改善
13	固定負債割合の改善 機構が承継する債務の償還 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 剰余金の使途
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
14	人事に関する計画
15	医療機器・施設設備に関する計画 (9で評価)
16	再編成業務の実施 (7で評価)
17	機構が承継する債務の償還 (13で評価)

第2期中期目標期間	
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	診療事業 (1)患者の目線に立った医療の提供
2	診療事業 (2)安心・安全な医療の提供
3	診療事業 (3)質の高い医療の提供
4	診療事業 (4)個別病院に期待される機能の発揮
5	臨床研究事業
6	教育研修事業
7	総合的事項
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
8	効率的な業務運営体制
9	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)経営意識の向上 (2)業務運営コストの節減等 ①業務運営コストの節減
10	業務運営の見直しや効率化による収支改善 ②医療資源の有効活用
11	業務運営の見直しや効率化による収支改善 ③収入の確保
予算、収支計画及び資金計画	
12	経営の改善
13	固定負債割合の改善 医療機器・建物整備に関する計画 機構が承継する債務の償還 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 剰余金の使途 積立金の処分に関する事項
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
14	人事に関する計画 広報に関する事項 積立金の処分に関する事項 (13で評価)